

2021年度 第2回明石市社会福祉審議会

日時：2021年(令和3年)11月5日(金) 10:30~12:00

場所：明石市立勤労福祉会館 2階 多目的ホール

次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 明石市第4次地域福祉計画(素案)について

(2) (仮称)明石市認知症あんしんまちづくり条例について

(3) 明石市子ども総合支援条例の一部改正について

3 報告事項

(1) 各専門分科会の活動報告

(2) 明石市の福祉・子ども関係重点施策

4 その他

5 閉 会

次 第 2 議 題

(1) 明石市第4次地域福祉計画(素案)について

社会福祉審議会資料
2021年(令和3年)11月5日
福祉局地域共生社会室

明石市第4次地域福祉計画（素案）について

1 本議題の趣旨等について

地域福祉計画は社会福祉法第107条の規定に基づき、本市が推進する地域福祉の方向性や具体的な取組を示す計画として策定するものであり、本年度をもって現計画の期間が終了することに伴い、2022年度からの福祉施策の方向性等を示す第4次地域福祉計画を策定するにあたり、本市の社会福祉に関する事項を調査審議する場である社会福祉審議会に計画の内容等について諮問しようとするものです。

2 これまでの策定経過について

前回の審議会においてご提示した計画の方向性や計画の構成案を基に、審議会委員の皆さまからいただいたご意見や、福祉局、こども局、市民生活局等の庁内関係部署及び社会福祉協議会との意見調整、アンケート調査の結果等を踏まえ策定した計画素案をご提示しています。

第2回社会福祉審議会では、計画素案と関連する資料をご確認いただき、内容等についてご意見をいただきます。

3 今後の作業等について

第2回社会福祉審議会でもいただいたご意見を踏まえて計画素案を修正し、パブリックコメントを経て、第3回社会福祉審議会において、委員の皆さまには、計画最終案を審議していただきます。

4 その他

後日、計画素案について、お気づきの点がございましたら、別紙「明石市第4次地域福祉計画（素案）についての意見」により、11月12日（金）までにFAXまたはメールで担当までご提出いただきますようよろしくお願いいたします。

明石市第4次地域福祉計画に係る 施策展開の基本的な考え方

【基本理念】いつまでも すべてのひとに やさしい共生社会を みんなで

【計画名称】共に生き、支え合いを育む“明石ほっとプラン”

基本目標

施策展開

基本目標1

助け合い・支え合う意識の向上
“「我が事」意識の醸成と支え合い活動の
実践”
(P21)

施策1 意識を高める場・機会の充実(P21)

★施策2 担い手の発掘と育成(P22)

施策3 情報の提供・発信の充実(P23)

施策4 活動の活性化に向けた支援の充実(P24)

基本目標2

多様な交流の場・居場所づくり
“参加・交流により「つながり」を育む”
(P25)

★施策1 みんなの居場所づくりの充実(P25)

施策2 誰一人取り残さない互助の醸成(P26)

施策3 障害者や高齢者の活躍と社会参画の推進
(P27)

施策4 みんなで支え合える子育て支援の推進
(P28)

基本目標3

地域における見守り・相談支援体制の充実
“「ワンストップ」「チーム」
「アウトリーチ」で
地域での安心した生活を実現する”
(P30)

★施策1 地域総合支援センターにおける支援体制
の充実(P30)

施策2 重層的支援体制の構築(P31)

施策3 権利擁護の取組の推進
【成年後見制度利用促進計画】(P33)

施策4 防犯・防災活動の推進(P35)

基本目標4

地域共生社会に向けた包括的な支援の推進
“包括的な支援で誰一人取り残さない共生
社会を推進する”
(P36)

施策1 困難を抱える人への寄り添い支援と孤立
・孤独対策の推進(P36)

施策2 生活困窮者への支援(P38)

★施策3 認知症の人と家族への支援の充実(P39)

施策4 更生支援及び再犯防止の取組の推進
【地方再犯防止推進計画】(P41)

★印…特に優先的に取り組む重点施策

令和3年度 第1回明石市社会福祉審議会においていただいた意見について

【第4次地域福祉計画の策定について】

No	委員からのご意見	市の考え方	対応箇所
1	一人暮らし世帯や高齢者の二人世帯に対する声掛け、地域社会での活動支援の具体化、災害時の要支援者への対応のマニュアル化が必要でないかと考える。	第4次計画（素案）では、基本目標2の施策2に「誰一人取り残さない互助の醸成」、基本目標1の施策4に「活動の活性化に向けた支援の充実」、基本目標3の施策4に「防犯・防災活動の推進」を掲げ、見守りや活動支援、災害時の要配慮者への対応に関する施策の方向性や主な取組について記載しており、ご指摘のあった具体的な取組につきましては、本計画に基づき取り組んでいきたいと考えます。	基本目標2 施策2（P26） 基本目標1 施策4（P24） 基本目標3 施策4（P35）
2	策定の趣旨にある「地域力を高める」という表現が抽象的で理解されにくいのではないかと。 また、福祉ニーズの対応で、老障介護や障老介護についても考慮する必要がある。 今後の策定工程において、市議会審議に至るまでのプロセスについても、市議会側からの参加が必要ではないかと。	ご指摘いただきました表現につきましては、第3次計画の本文に記載のある基本方針を引用し、第3次計画の成果を記載した段落となります。 老障介護や障老介護に対する考慮につきましては、第4次計画（素案）では、基本目標4の施策1に「困難を抱える人への寄り添い支援と孤立・孤独対策の推進」を掲げ、施策の方向性や主な取組について記載しております。 市議会については、文教厚生常任委員会で、本年6月に計画の概要等を、また、12月に計画素案等を報告し、来年3月に最終案を報告する予定です。	基本目標4 施策1（P36）
3	明石市保健福祉施設協会では、台風・水害等の避難勧告が発令された際、避難行動要支援者の居住	第4次計画（素案）では、基本目標3の施策4に「防犯・防災活動の推進」を掲げ、施策の方向性	基本目標3 施策4（P35）

	<p>地の近隣施設への搬送を取り決めているが、事例がなく、実際に機能するか不明である。</p> <p>災害発生を想定して、平時より施設と地域とが連携して防災訓練を行うなどの取り組みが必要だと考える。</p>	<p>や主な取組について記載しております。</p> <p>なお、災害時の避難行動要支援者の円滑な支援を行うため、自治会・町内会や民生委員、福祉専門職、地域総合支援センター、まちづくり協議会、行政等の関係者が連携して、個別支援計画作成の取組を進めてまいります。</p>	
4	<p>権利擁護や保護に関する表現が少ないように感じる。</p> <p>成年後見制度はその手立ての1つであり、ノーマライゼーションの視点に立ったわかりやすい表現が必要であると考えます。</p>	<p>第4次計画（素案）では、基本目標3の施策3に「権利擁護の取組の推進」を掲げ、施策の方向性や主な取組について記載しております。</p>	基本目標3 施策3 (P33)
5	<p>重層的支援体制整備事業についての言及がなかった点が気になる。</p> <p>令和4年度より同事業を展開するにあたっては考慮が必要ではないか。</p>	<p>第4次計画（素案）では、基本目標3の施策2に「重点的支援体制の構築」を掲げ、施策の方向性や主な取組について記載しております。</p>	基本目標3 施策2 (P31)

明石市福祉局地域共生社会室 地域福祉担当 行き
(F A X 0 7 8 - 9 1 8 - 5 0 5 1)

明石市第4次地域福祉計画（素案）についての意見

下記のとおり、計画素案についての意見を提出します。

年 月 日

記

所 属	
氏 名	

計画素案の内容に対するご意見

--

※ご意見ございましたら **11月12日(金)までに** F A X またはメールでご提出ください。

※メールの場合は、chiikifukushi@city.akashi.lg.jp までお願いいたします。

素案

共に生き、支え合いを育む
“明石ほっとプラン”

明石市第4次地域福祉計画

(令和4年度(2022年度)～令和7年度(2025年度))

令和4年(2022年)3月

目次

第1章 地域福祉計画策定にあたって	2
1 策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画期間	4
4 策定体制	4
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題	5
1 本市の状況	5
2 市民の意識	11
3 明石市第3次地域福祉計画の成果と課題	14
第3章 めざす方向	16
1 基本理念	16
2 基本目標	17
3 施策体系	19
4 圏域の考え方	20
第4章 施策展開	21
基本目標1 助け合う・支え合う意識の向上	
“「我が事」意識の醸成と支え合い活動の実践”	21
基本目標2 多様な交流の場・居場所づくり	
“参加・交流により「つながり」を育む”	25
基本目標3 地域における見守り・相談支援体制の充実	
“「ワンストップ」「チーム」「アウトリーチ」で地域での安心した生活を実現する”	30
基本目標4 地域共生社会に向けた包括的な支援の推進	
“包括的な支援で誰一人取り残さない共生社会を推進する”	36
第5章 重点的な取組	42
第6章 取組を持続・発展させる仕組みづくり	44
1 推進体制の構築	44
2 計画の進捗状況に係る評価と見直し	45

第1章 地域福祉計画策定にあたって

1 策定の趣旨

本市では、明石市第5次長期総合計画において、「ひと まち ゆたかに育つ 未来安心都市・明石」を掲げ、「こどもを核としたまちづくり」を推進してきたほか、「手話言語を確立するとともに要約筆記・点字・音訳等障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」（平成27年（2015年）4月施行）や「明石市障害者に対する配慮を促進し誰もが安心して暮らせる共生のまちづくり条例」（平成28年（2016年）4月施行）、「明石市更生支援及び再犯防止等に関する条例」（平成31年（2019年）4月施行）の制定等により、「すべての人にやさしいまちづくり」を推進してきました。

また、平成28年（2016年）3月に明石市第3次地域福祉計画を策定し、「誰もが安心して住み続けることができる地域づくり」を基本理念として掲げ、(1)住民主体で地域の福祉力・地域力を高め、活動の活性化を図ること、(2)人のつながりに支えられた地域の安全・安心を充実させること、(3)相談支援体制の強化を進めることを基本方針として、生活支援コーディネーターの中学校区ごとの配置や、住民主体の地域づくりを支援する「地域支え合いの家」（市内3か所）や総合的・包括的な相談支援を行う地域総合支援センター（市内6か所）の設置、災害時要援護者（避難行動要支援者）支援の拡大、認知症支援の充実等、重点事業の取組を進めてきました。

一方、今後は、少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化等により、介護・子育て・貧困・孤立など、複雑化・多様化した福祉ニーズへの対応や、また、老老介護やダブルケア、ヤングケアラーなど、これまでの福祉サービスだけでは解決できない複合的な課題への対応が求められるところです。

こうしたなか、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、世代や分野を超えつながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を目指すことが求められています。

平成30年（2018年）4月には社会福祉法の改正により、地域福祉計画が地域における高齢者・障害者・児童の福祉やその他の福祉分野における共通的な事項を記載する、福祉分野の上位計画として位置付けられることとなりました。

本市では、2030年のあるべき姿として、「SDGs 未来安心都市・明石～いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで～」を掲げ、SDGs（持続可能な開発目標）の考え方を反映したまちづくりを進めており、将来にわたり誰もが安心して住みたい、住み続けたいと思うまちの実現に向けた取組を進めています。

令和3年度（2021年度）をもって明石市第3次地域福祉計画が終了することに伴い、これまでの取組の成果や残された課題、また社会情勢の変化や法制度の見直しなどの動向を踏まえながら、誰もが住み慣れた地域で、いつまでも心身ともに健康で、自分らしく社会の一員として生きがいを持って暮らし続けられる、笑顔あふれる共生社会の実現に向け、「福祉のまちづくり」のさらなる推進を図るにあたり、福祉施策の方向性等を示す明石市第4次地域福祉計画を策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 法令の根拠

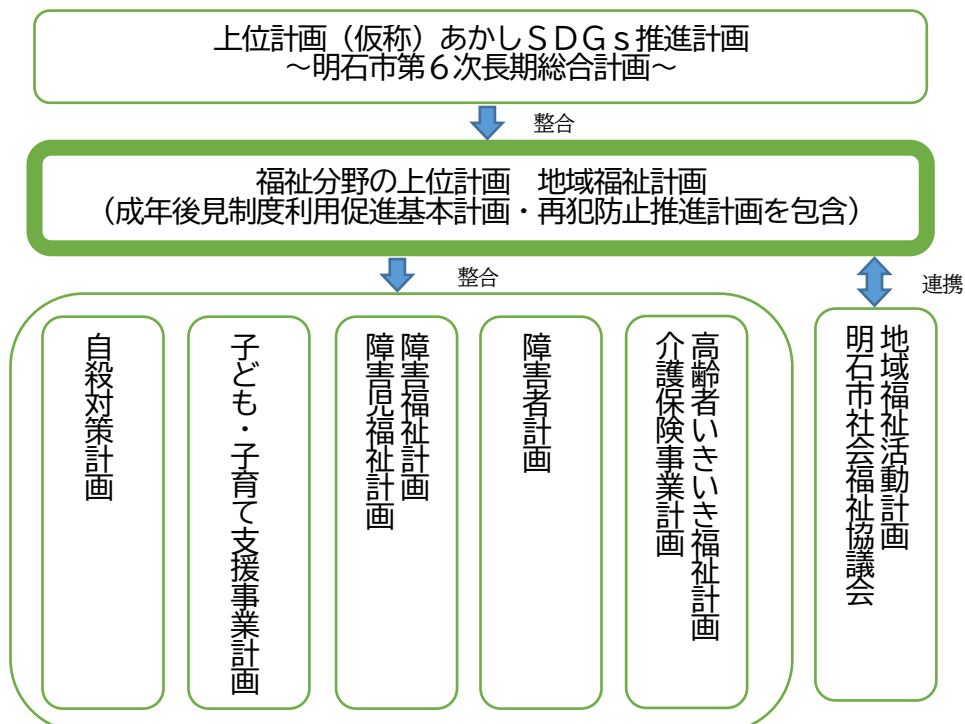
本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉推進における市町村計画として策定するもので、本市が推進する地域福祉の方向性や具体的な取組を示すものです。

(2) 関係計画等との関係

本計画は、（仮称）あかしSDGs推進計画（明石市第6次長期総合計画）が示す今後のまちづくりの方向性である、「SDGs未来安心都市・明石～いつまでもすべての人にやさしいまちをみんなで～」の考え方を踏まえ、高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通事項を盛り込み、福祉分野における各個別計画を横断的につなぐ役割を持った、本市の福祉分野における上位計画として位置付けます。

また、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき策定する「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」及び「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき策定する「地域再犯防止推進計画」を包含しています。

加えて、明石市社会福祉協議会が策定する民間の活動・行動計画である「明石市第3次地域福祉活動計画」と一体的な策定を行っています。

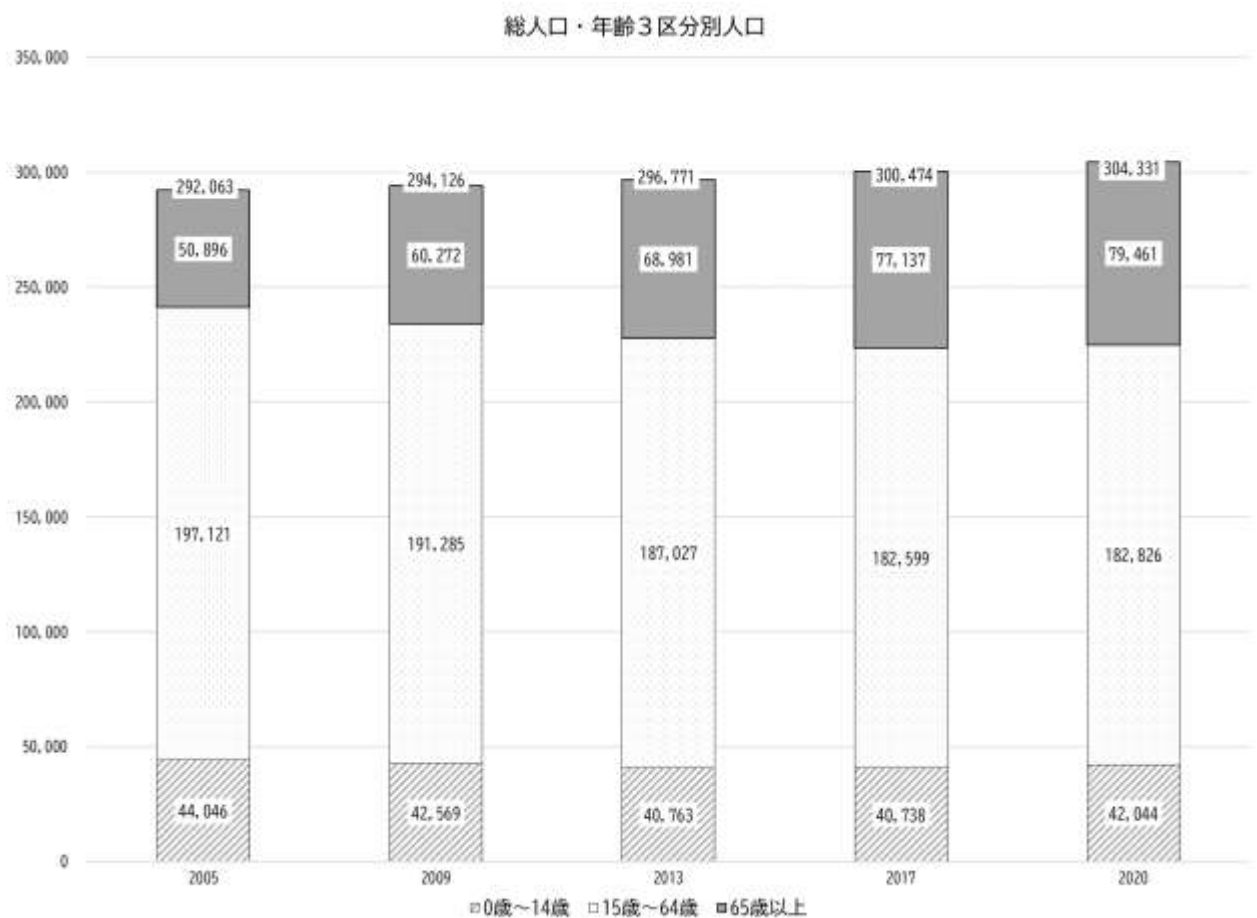


第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1 本市の状況

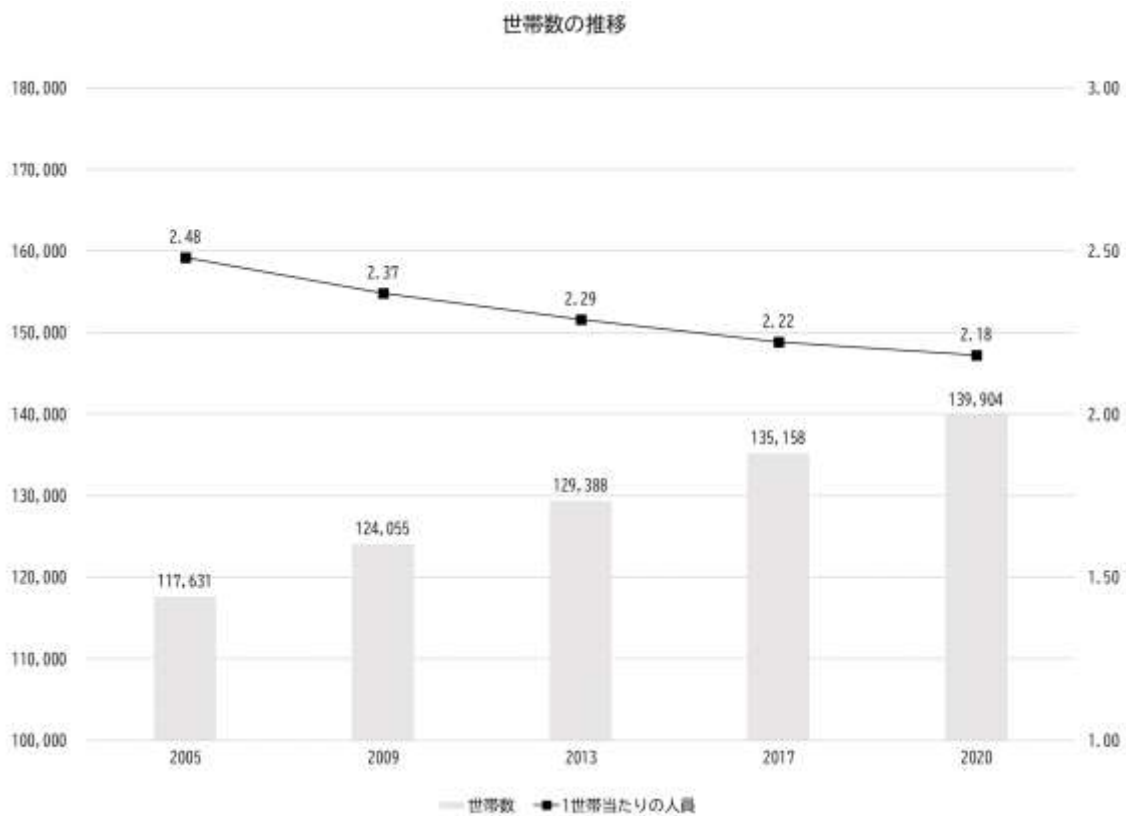
(1) 人口

総人口は、平成25年（2013年）から8年連続で増加しており、令和2年（2020年）10月1日現在で、304,331人です。年齢区分別に見ると、生産年齢人口（15～64歳）の人数・割合が低減するとともに、老年人口（65歳以上）が遡増しており、全国的な傾向と比べると緩やかではありますが、高齢化が進んでいます。



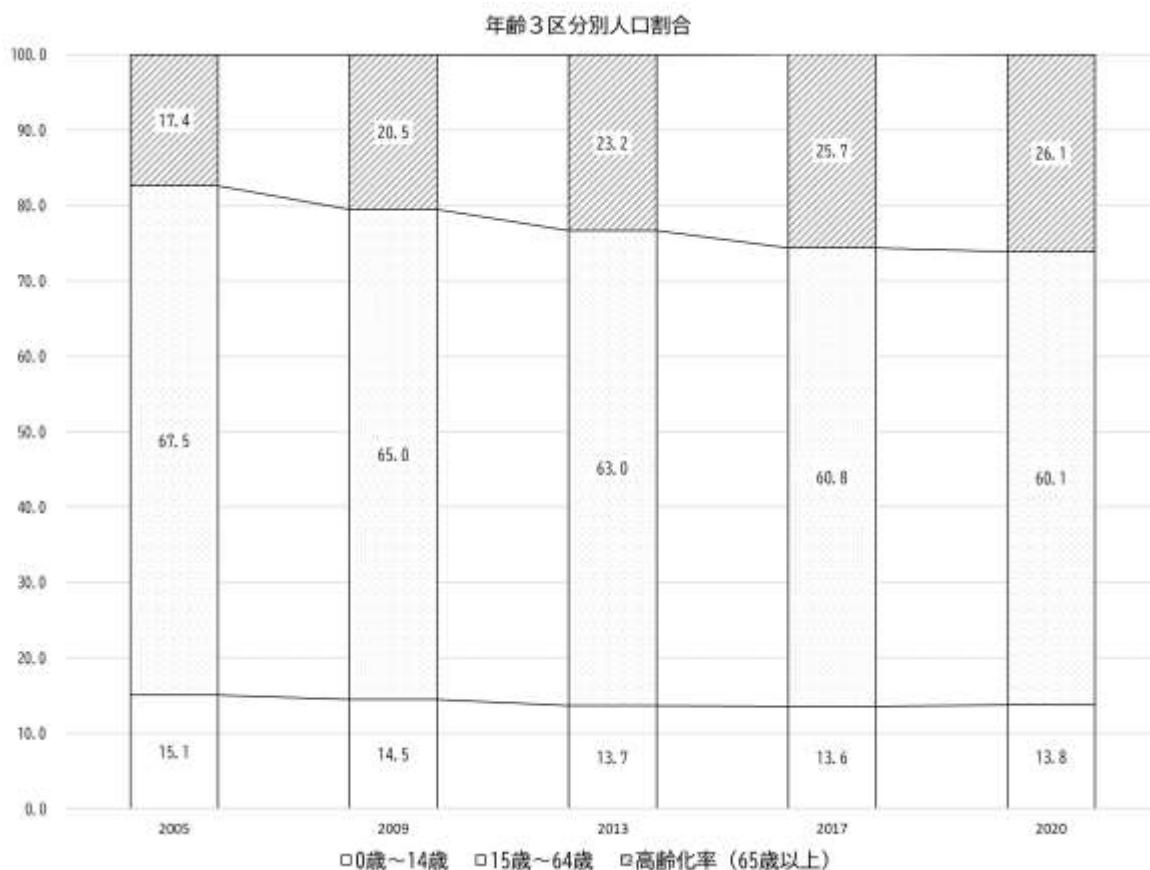
(2) 世帯数

世帯数は増加している一方で、一世帯当たりの平均人数は、減少傾向にあり、核家族化や高齢者のみの世帯の増加などが見られます。



(3) 高齢化率

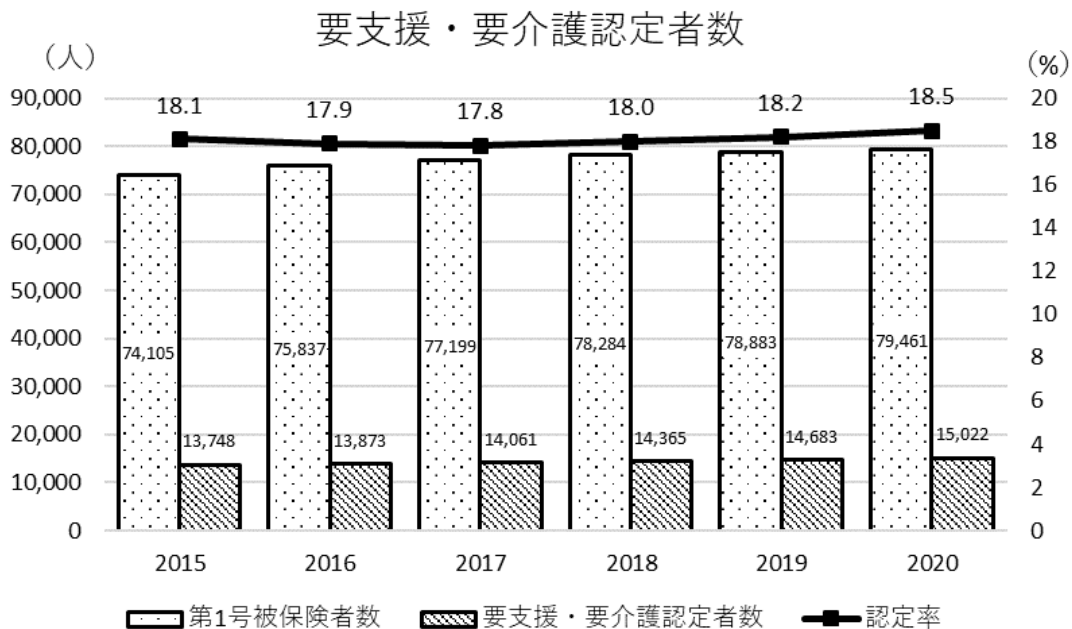
高齢者人口については増加傾向にあり、令和2年（2020年）では79,461人と、平成29年（2017年）の77,137人から2,324人増加しています。それに伴い高齢化率も年々上昇し、令和2年（2020年）では26.1%と、平成29年（2017年）の25.7%から0.4ポイント上昇となっています。また、総人口に占める75歳以上の割合は、令和2年（2020年）で13.3%となっています。



(4) 要支援・要介護認定者数

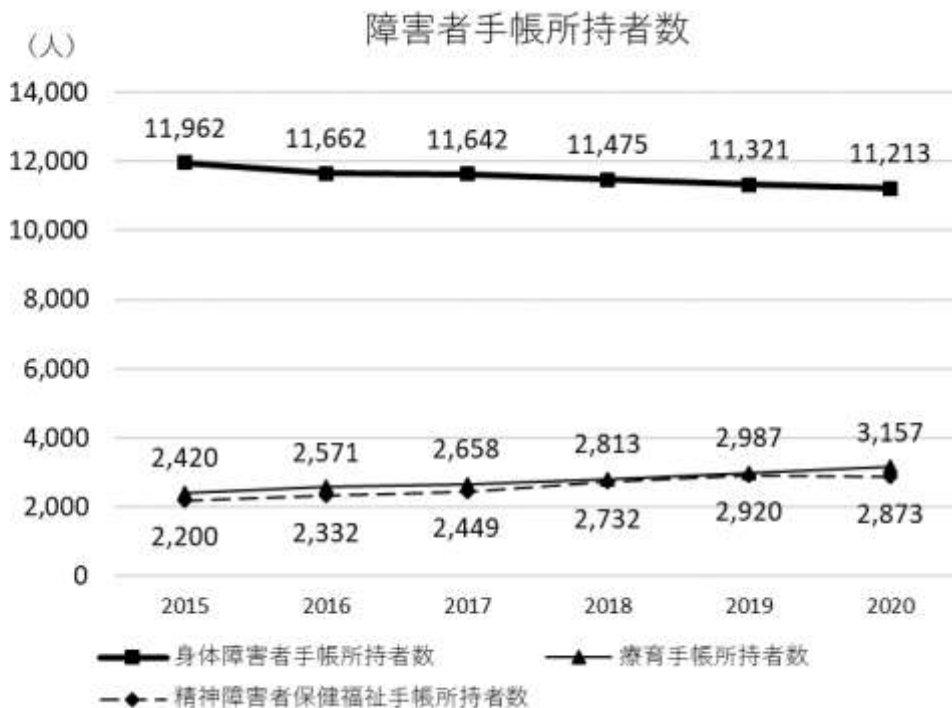
要支援・要介護認定者数の推移をみると、増加傾向にあり、令和2年(2020年)では15,022人と、平成27年(2015年)の13,748人から1,274人増加しています。

認定率も上昇傾向で推移し、令和2年(2020年)では18.5%となっています。



(5) 障害者手帳所持者

障害者手帳所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は減少傾向となっており、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の所持者数は年々増加している傾向にあります。



(6) 台帳登録者数

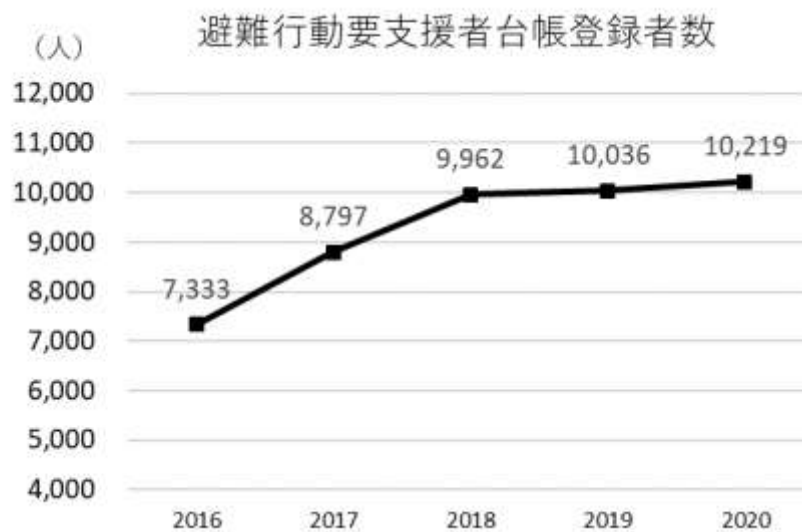
・ひとり暮らし高齢者台帳

ひとり暮らし高齢者台帳への登録者の推移をみると、年々増加している傾向にあります。



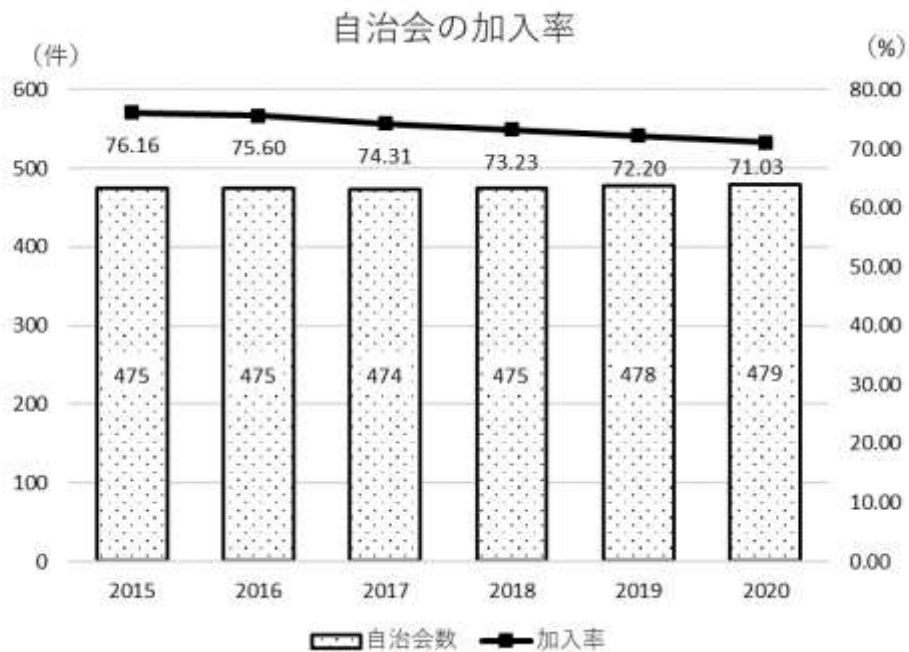
・避難行動要支援者台帳

避難行動要支援者台帳への登録者の推移をみると、年々増加している傾向にあります。



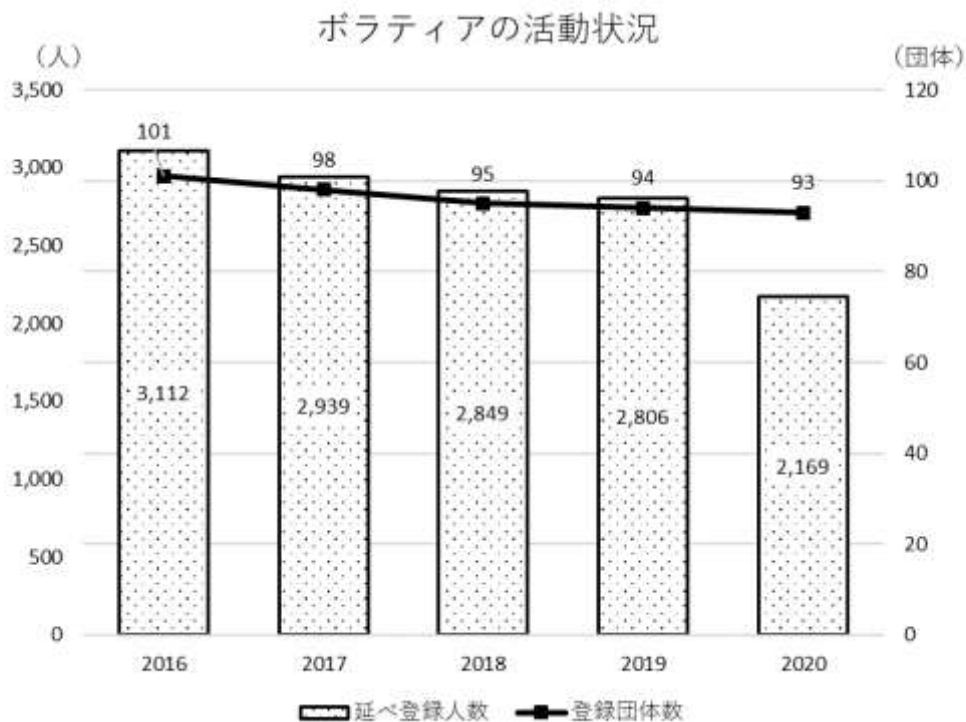
(7) 自治会の加入率

自治会数の推移をみると、微増傾向にあります。自治会加入率の推移をみると、年々減少している傾向にあります。



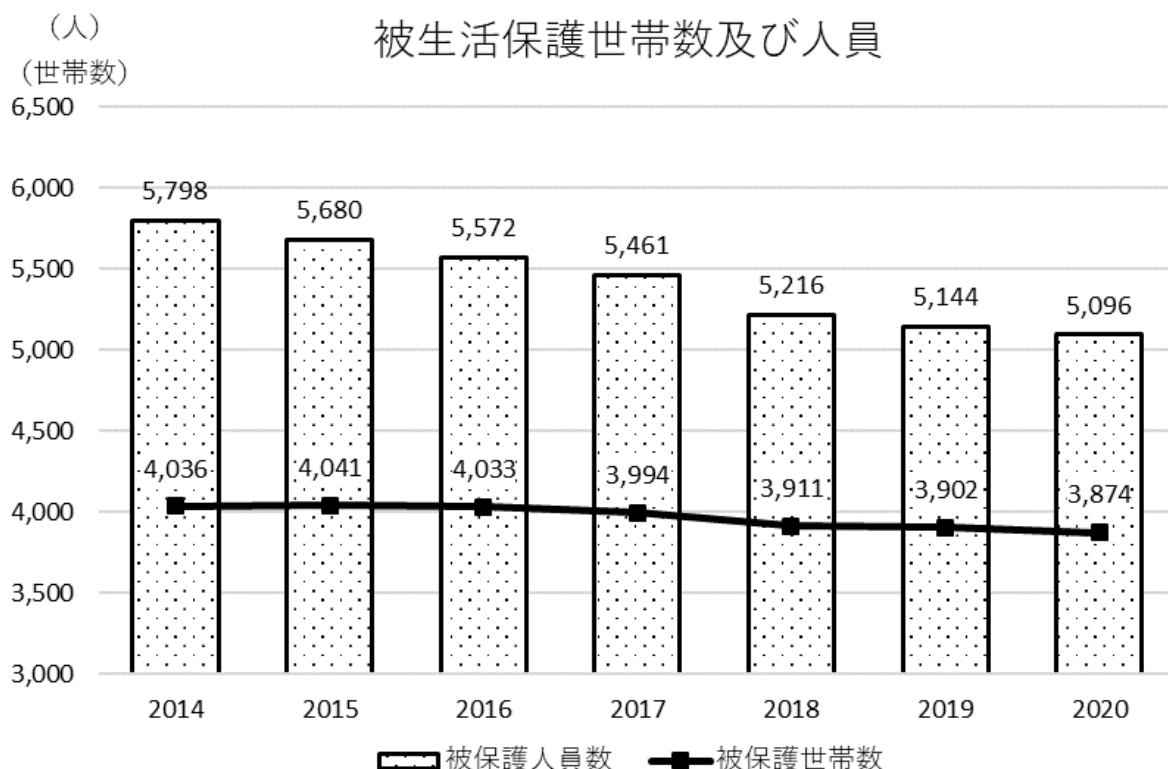
(8) ボランティアの活動状況

ボランティアの登録団体数の推移をみると、減少傾向にあります。ボランティアの延べ登録者数も年々減少している傾向にあります。



(9) 被生活保護世帯数

被生活保護世帯数をみると、年々減少している傾向にあります。



2 市民の意識

(1) まちづくり市民意識調査結果の状況

本市全体のまちづくりの進捗状況を把握し、さまざまな分野における今後の施策展開に生かしていくため、市民の明石のまちへの思いや市が進めている施策等に対する満足度、各分野における意識や行動について、まちづくり市民意識調査を実施しています。

この調査において、「地域で支え合う地域福祉活動が推進されている」と回答した人の割合が、平成26年度（2014年度）の調査では32.9%であったところ、令和元年度（2019年度）の調査では42.5%に増加しており、地域福祉活動に関する施策について満足度が高まっている状況が窺えます。

一方、「普段の生活で何か困ったことがあったときに、相談できる人が地域にいない」と回答した人が平成26年度（2014年度）の調査では28.4%であったところ、令和元年度（2019年度）の調査では41.9%に増加しており、地域コミュニティの希薄化が進んでいる状況が窺えます。

(2) 明石市第4次地域福祉計画策定に係るアンケート調査結果（概要）

調査期間	令和3年（2021年）6月～7月
調査対象	地区社会福祉協議会、明石市社会福祉協議会理事・監事・評議員、民生委員・児童委員、ボランティア連絡会の計540名
調査方法	各対象者の会議等へ出向き、調査協力の依頼のもと、調査票を配布し、郵送等により回収した。
回収状況	回答者数389件（回収率72.0%）

○年齢構成について

70代が172名(44.2%)と最も多く、次いで60代の123名(31.6%)、50代の42名(10.8%)となっている。なお、年齢の平均値は67.7歳であった。

○「地域」という言葉を聞いたとき、最初に思い浮かべる範囲について

最も多かったのは「自治会・町内会」の165名(42.4%)で、次いで「小学校区」の133名(34.2%)、「中学校区」の63名(16.2%)であった。

○近所付き合いの程度について

最も多かったのは「顔を合わせたら世間話や立ち話をする」の200名(51.4%)で、次いで「顔を合わせたらあいさつはする」の109名(28.0%)、「簡単なことを気軽に頼み合える」の48名(12.3%)であった。

○理想的な近所付き合いの程度について

最も多かったのは「簡単なことを気軽に頼み合える」の185名(47.6%)で、次いで「顔を合わせたら世間話や立ち話ができる」の154名(39.6%)、「あいさつ程度で良い」の28名(7.2%)であった。

○福祉を支えていく中心となる人や団体について

最も多かったのは「明石市」の165名(42.4%)で、次いで「地縁組織（自治会、地区社会福祉協議会等）」の80名(20.6%)、「明石市社会福祉協議会」の73名(18.8%)であった。

○地域活動に対する思いについて

最も多かったのは「一部の人だけの活動になっている」の209名(53.7%)で、次いで「割と充実している」の86名(22.1%)、「もっと充実する必要がある」の80名(20.6%)であった。

○地域活動をして良かったことについて

最も多かったのは「さまざまな人と接することができる」の309名(80.3%)で、次いで「地域のお役に立てる」の231名(60.0%)、「友達、仲間ができる」の220名(57.1%)であった。

○地域活動をする中での困りごと、不安を感じていることについて

最も多かったのは「次の担い手となる活動者が少ない」の314名(81.8%)で、次いで「活動者が集まらない」の140名(36.5%)、「他の組織・団体との連携が取れていない」の86名(22.4%)であった。

○地域活動で必要と思う取り組みについて

最も多かったのは「だれもが気軽に参加し交流できる機会づくり」の210名(55.9%)で、次いで「住民同士が助け合える関係づくり」の198名(52.7%)、「身近な住民による、支援を必要とする世帯への声掛け・見守り」の159名(42.3%)であった。

○今後、地域活動を継続していくために必要なサポートについて

最も多かったのは「気軽に参加できる環境づくり」の261名(68.9%)で、次いで「身近に参加できる活動の場づくり」の218名(57.5%)、「ボランティアの活動者やリーダーの養成」の100名(26.4%)であった。

○ここ5年間における地域福祉の推進及び向上に向けての取り組みに対する評価について

「総合相談窓口及び支援体制の構築による相談機能の充実」「福祉情報やサービスの分かりやすい情報発信の充実」「気軽に集える場づくりの推進」「福祉(取り組み・課題)に関する学びの場や機会の充実」「地域や団体が実施する福祉活動支援の充実」の項目について、他の項目と比べ向上したとする評価が多かった。

一方、「ボランティア活動への若い世代の参加促進や次世代の担い手の養成」「ボランティア活動の担い手や支援者同士が連携しやすい環境づくり」「ボランティア活動や地域行事に参加しやすい環境の整備」「福祉(取り組み・課題)に関する学びの場や機会の充実」「地域の見守りなど身近な助け合い体制の強化」の項目について、他の項目と比べ低下したとする評価が多かった。

○明石市および明石市社会福祉協議会が今後、積極的に取り組むべき活動について

最も多かったのは「身近な場所で集えて、気軽に相談ができる場所や機会の整備」の149名(40.2%)で、次いで「住民の声を受け止め、さまざまな困りごとが相談できる体制の整備」の143名(38.5%)、「地域活動や福祉に関する情報を広く住民へ伝える」の122名(32.9%)であった。

3 明石市第3次地域福祉計画の成果と課題

明石市第3次地域福祉計画では、4つの施策を掲げ様々な事業に取り組み、地域福祉の推進に努めてきました。

施策1 地域福祉活動組織の支援と連携促進

- 中学校区ごとに1名の生活支援コーディネーターを配置し、地域づくりの取組を通じて、地域との関わりを深めることができました。今後は、生活支援コーディネーターが地域づくりの取組を通じたネットワークをさらに構築し、市民の困りごとや地域課題等をキャッチし、適切な支援につなげることができるよう、役割の整理や体制の強化が求められているところです。
- 令和元年度（2019年度）には、地域福祉の充実や障害者理解の促進を図ることを目的とした、総合福祉センター新館を新設し、誰もが自由に利用できる交流スペースを配置したほか、地域福祉の担い手となるボランティアへの活動支援等を行っているところです。
- 明石市社会福祉協議会、明石コミュニティ創造協会、市（市民協働推進室）等で、地域支援者連携会議を定例的に開催し、地域福祉施策とまちづくり施策の情報を共有し連携を図っているところです。引き続き、住民主体のまちづくりという共通目的の達成を目指し、地域福祉施策とまちづくり施策のあり方を再考し、地区社会福祉協議会と校区まちづくり組織の連携強化に向けた検討が求められるところです。

施策2 市社協と連携した地域福祉の担い手の養成

- 明石市社会福祉協議会のボランティアセンターでは、相談者・活動者に寄り添った相談体制を構築するとともに、地域とのつながりを意識し、関係性が継続するコーディネートに努めてきました。
- シニア活動応援事業として、地域住民のふれあいの居場所の立ち上げや運営に対する補助金を交付し、地域における支え合い体制の構築を支援したほか、住民主体の地域づくりを支援するため「地域支え合いの家」を市内3か所に設置するなど、元気高齢者の地域福祉活動の支援に取り組みました。
- 民生委員・児童委員の活動については、特別定年制（定年延長）の導入や、毎年定数の見直しや区域の変更を可能とする制度を導入するなど、活動しやすい環境づくりに取り組んできました。
- 地域福祉の担い手については、高齢化の進展や活動に対する負担感から、新たな担い手が減少しており、引き続き課題として対応が求められるところです。一方、元気高齢者については、ボランティア活動だけではなく、就労活動へとつなげる取組により、高齢者が生きがいや役割をもって、元気で安心して生活できる地域づくりを進めていく必要があります。

施策3 人のつながりに支えられた地域の安全・安心の充実

- 平成 28 年（2016 年）3 月に「明石市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例」が制定され、自治会・町内会への名簿の提供及び拡大に取り組んできました。また、令和元年度（2019 年度）からは、名簿を取得する自治会・町内会と民生委員・児童委員等が連携し、福祉専門職の協力を得て、要配慮者一人ひとりに応じた個別支援計画の作成の促進に取り組みました。引き続き、個別支援計画の作成を促進し、避難訓練等を通じて、地域の自助・共助による要配慮者支援体制の推進が望まれるところです。
- 障害者の地域生活の支援においては、市民や民間事業者に対する障害者理解の取組や、合理的配慮の提供を支援する助成制度、あかしユニバーサルモニター制度の運用に取り組ましました。
- 地域で見守り支える子どもや子育てにおいては、子育て世代包括支援センターや明石子どもセンターの設置を機に、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援に取り組んできました。一方、子育て支援に取り組むボランティア団体やスクールガードについては、高齢化等の理由から担い手、登録者が減少傾向にあり課題となっています。
- 地域ぐるみの生活困窮者支援においては、支援メニューの充実を図るとともに、生活困窮者が支援につながるよう、関係機関の連携支援体制の構築を図ったほか、市民に対し広く相談窓口の周知に努めました。引き続き、地域ぐるみの支援の充実を図るため、民生委員・児童委員等関係者への生活困窮者に対しての理解をさらに深めるとともに、見守り方法の検討が求められるところです。

施策4 総合相談体制の整備や支援体制の充実

- 本市では、平成 30 年（2018 年）4 月より、高齢者や障害者、子ども等の生活上の困難を抱える状態にある市民に対して、関係機関・関係部署等と連携して、総合的な相談対応や支援調整を行う、地域総合支援センターを市内 6 か所に設置しました。地域の支援拠点として、また市民の身近な相談窓口としての機能を担っています。
- 後見支援センターでは、市民後見人養成講座の実施や法人後見の受任や申し立ての支援等に取り組んでいます。
- 認知症支援の充実に関しては、明石市社会福祉協議会が実施する見守り SOS ネットワーク事業の周知や協力、連携強化に努めるほか、認知症サポーター等の養成を図るなど、地域ぐるみの認知症施策の取組を進めてきました。引き続き、事業のさらなる周知・啓発が必要であり、認知症サポーターについても、量的な拡大が求められています。
- 複雑化・多様化する課題を抱えた市民に対する適切な支援が行えるよう、体制並びに機能の強化が求められています。また、関係機関との連携による、市全体での重層的な支援体制の構築が求められています。

第3章 めざす方向

1 基本理念

本市では、（仮称）あかしSDGs推進計画（明石市第6次長期総合計画）において、2030年のあるべき姿（目指す10年後のまちの姿）を、

「SDGs未来安心都市・明石 ～いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで～」として定め、将来にわたり誰もが安心して住みたい、住み続けたいと思うまちの実現を目指しています。

明石市第4次地域福祉計画は、（仮称）あかしSDGs推進計画（明石市第6次長期総合計画）が定めるまちづくりの方向性を踏まえ、以下の理念を設定し、地域共生社会の実現を目指していきます。

また、本計画においても第1次から第3次の地域福祉計画で掲げてきた計画名称を継承します。

基本理念 「いつまでも すべての一とに やさしい共生社会を みんなで」

計画名称 「共に生き、支え合いを育む“明石ほっとプラン”」

「いつまでも」

すべての人がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らすことができ、社会的な孤立や疎外を感じることなく希望の持てる明るい未来につながるサステイナブル（持続可能）なまちづくりに取り組みます。

「すべてのひとに」

年齢・性別・国籍・障害などに関わらず、すべての人が安心を感じられるインクルーシブ（誰一人取り残さない）なまちづくりに取り組みます。

「やさしい共生社会を」

住み慣れた地域で自分らしくともに暮らしていけるよう、あらゆる世代の市民が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていくことのできる、共生社会の実現を目指します。

「みんな」

市や明石市社会福祉協議会をはじめ、地域住民や地域組織、ボランティア団体、福祉事業者など、地域に存在する様々な人々や団体が“我が事”として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて“丸ごと”つながり、協働の取組によって地域福祉を推進していきます。

2 基本目標

基本理念「いつまでも すべてのひとに やさしい共生社会を みんなで」を実現していくために、以下の4つの基本目標を設定します。

基本目標1 助け合う・支え合う意識の向上 “「我が事」意識の醸成と支え合い活動の実践”

市民一人ひとりが、「我が事」として地域や福祉の課題に対する意識・関心を高めるとともに、意識・関心がある人を具体的な活動へと結びつけるよう、多様な場・機会の充実に向けた支援に取り組みます。

また、元気高齢者への地域福祉活動の啓発及び支援や、若年層に対する地域や福祉に親しんでもらえるような環境づくりなどを推進することで、引き続き、多方面から担い手の発掘や育成を推進していくとともに、様々な地域福祉活動が継続的に実践できるよう環境整備に取り組みます。

基本目標2 多様な交流の場・居場所づくり “参加・交流により「つながり」を育む”

地域では、子どもから高齢者まで、様々な世代の人たちがともに暮らしており、少子高齢化や核家族化、未婚化、高齢者のみの世帯の増加など家族構造の多様化と、家族の支え合いの機能の低下やライフスタイルの変化などにより、人と人とのつながりや地域の支え合いが希薄化しています。

再び、このような人と人とのつながりや地域の支え合いに注目し、地域をともにつくっていくため、地域住民同士が参加・交流によりつながりを育むことができるよう、多様な交流の場・居場所づくりに取り組みます。

基本目標3 地域における見守り・相談支援体制の充実

“「ワンストップ」「チーム」「アウトリーチ」で地域での安心した生活を実践する”

少子高齢化や人口減少、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化により、市民の抱える福祉ニーズが複雑化・多様化しており、従来の縦割り型の支援ではなく、多様なニーズをすくい取る全世代・全対象型の包括的な支援が求められています。

相談者の属性・世代・相談内容に関わらず、「ワンストップ」で受け止める相談窓口として地域総合支援センターのさらなる充実を図るほか、あらゆる機関・支援者が、包括的な視点をもって「チーム」として連携・協力し、課題解決できる仕組みの構築に取り組みます。また、必要な支援が届いていない人に対しては、「アウトリーチ」により継続的な支援を届けるよう取り組むなど、重層的な支援体制を構築します。

基本目標4 地域共生社会に向けた包括的な支援の推進

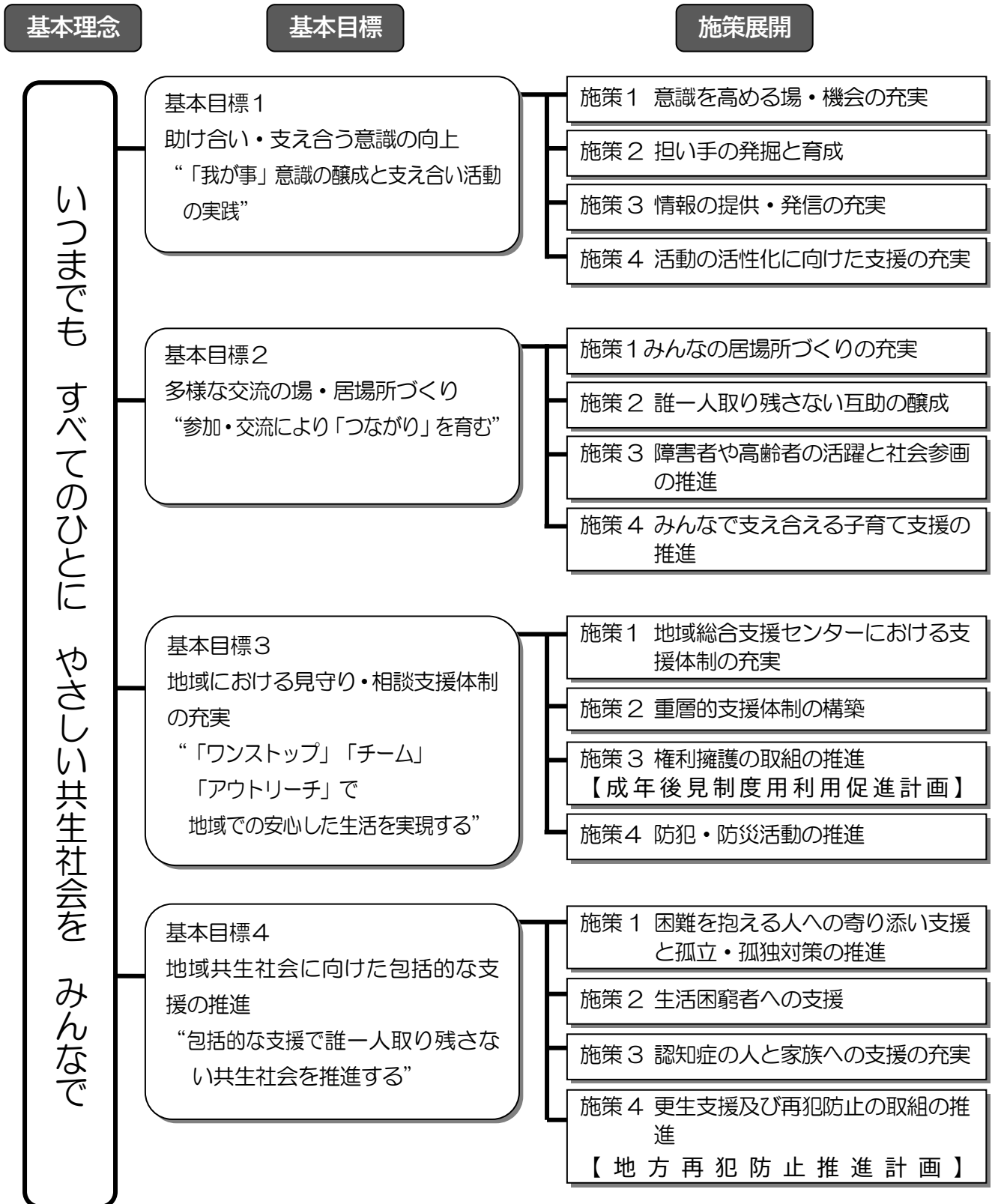
“包括的な支援で誰一人取り残さない共生社会を推進する”

80代の高齢の親と就労していない独身の50代の子や障害を持つ子が同居している世帯が抱える地域課題である「8050問題」や、子育てと親の介護に同時に直面する「ダブルケア」、家族の介護や世話を子どもが担う「ヤングケアラー」など、複雑・複合的な課題や制度・分野の狭間のニーズを抱える地域住民への対応が求められています。

このように高齢者や障害者、子どもなどの支援を必要とする人が孤立することなく、いつまでも安心して住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう、地域や関係機関とのネットワークを築きながら、分野横断的な支援体制や環境整備を推進していきます。

3 施策体系

基本理念の実現に向けて設定した4つの基本目標の達成に向けて、地域福祉を推進するための施策体系を以下に整理します。



4 圏域の考え方

地域福祉を推進する上での圏域は、住民に身近な圏域である自治会・町内会といった地域組織から、本市のまちづくり施策の圏域である小学校区、介護保険事業計画における日常生活圏域である中学校区、さらには、地域総合支援センター設置圏域や、明石市や明石市社会福祉協議会といった市全域まで様々にあり、地域の特性や活動状況、福祉課題の内容に応じて、それぞれの圏域内や圏域間での連携・ネットワークを活用し、重層的に課題解決に取り組みながら、地域福祉を推進していくことが必要となります。

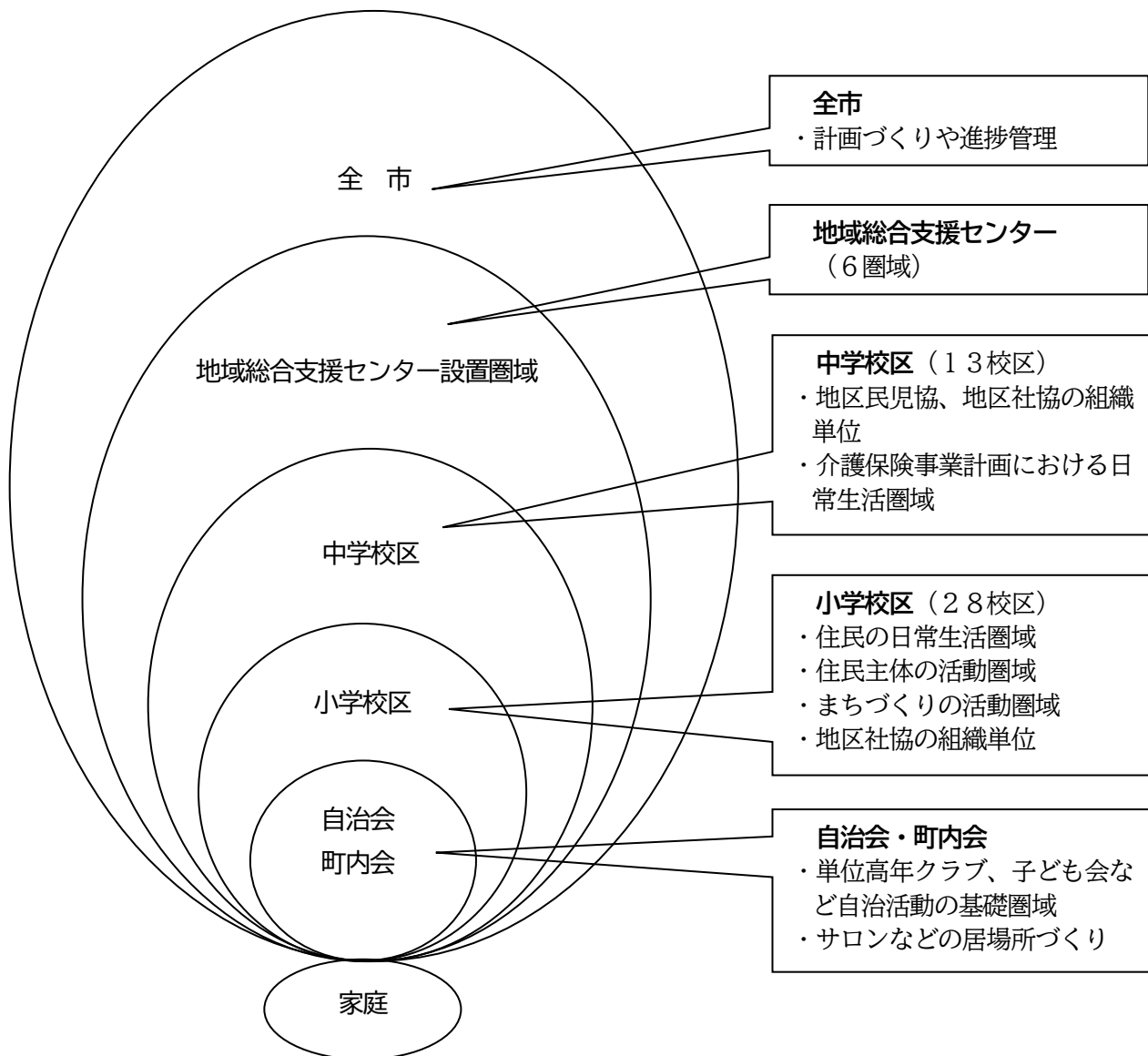


図 圏域の考え方 (計画策定時)

第4章 施策展開

基本目標1 助け合う・支え合う意識の向上

“我が事”意識の醸成と支え合い活動の実践”

施策1	意識を高める場・機会の充実
------------	----------------------

市民一人ひとりが、自らが暮らす地域や福祉のことを知ることで、意識や関心を高め、「我が事」として地域や福祉の課題を捉えることができるような場・機会づくりに取り組みます。

主な取り組みの内容

施策の方向性	主な取組
①意識を高めるための場・機会に関する情報提供の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域で行うイベントや行事、多様な市民が参加・交流できる居場所、地域や福祉に関連する研修や講座の情報など、ホームページや広報紙、SNSなど多様なメディアを活用した情報提供を進めます。
②地域での多様なイベントの促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域や福祉のことに関心を持ってもらうためのイベント・行事の充実に努めるとともに、地域で行う防災・防犯や環境、スポーツ、文化・芸術などのイベント・行事を活用し、地域や福祉に対する意識や関心の向上につなげます。
③意識を高め合う場・機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者、障害者、子どもなど、対象者に捉われることなく多様な市民が参加・交流できる居場所づくりを進めます。 ● 生涯学習において、市民に学びの機会を提供し、学びを地域活動の場へと繋いでいきます。
④多世代での福祉学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 助け合う・支え合う意識の向上のため、市民団体やNPO等の活動、出前講座など、様々な場・機会を通じた福祉学習を展開します。 ● コミュニティ・スクールをとおして、大人も子どもも学校づくり・地域づくりを進めます。 ● 地域や学校と協力し、福祉学習への取組を進めます。また、明石市社会福祉協議会が運営するボランティアセンターを通じた福祉学習への取組も進めます。

施策2

担い手の発掘と育成

地域福祉活動の担い手不足が課題となる中、新たな担い手の発掘や育成を推進し、様々な地域福祉活動を継続的に実践できるよう環境整備に取り組みます。

主な取り組みの内容

施策の方向性	主な取組
①若年層に対する人材育成の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 若年層に地域福祉に関心を持ってもらうことが重要な課題の一つであることから、教育段階から地域福祉に親しんでもらえるような環境づくりに取り組みます。 ● 高齢者、障害、子ども分野にも対応できる、総合的な福祉人材の育成や、市内の福祉施設や小・中学校と連携した地域ぐるみでの人材育成を目指すことを特色とした、市立明石商業高等学校福祉科の設置に向けた検討に取り組みます。
②地域福祉活動の担い手確保に向けての環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域福祉活動団体が継続的な活動を実践できるよう、活動しやすい環境づくりに努めるとともに、各種研修等を積極的に行い、専門性の向上や人材の育成を図ります。 ● 地域福祉活動の重要な役割を担う民生委員・児童委員について、自治会・町内会やまちづくり組織をはじめ、地域総合支援センターや学校等の関係機関と連携しながら、担い手確保に努めます。
③元気高齢者への地域福祉活動の啓発及び支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者の学習の場であるあかねが丘学園やコミュニティ・センターにおいて、地域の特性を踏まえた社会貢献を支援する学習プログラムの充実を図るとともに、高齢者の多様な経験や知恵を活かし、ボランティア活動、地域交流や世代間交流、自治会・町内会活動など、地域づくりに活躍する人材の更なる育成に努めます。

施策3**情報の提供・発信の充実**

福祉に関する必要な情報を必要な時に正しく得ることができる環境づくりが求められています。

様々な状況の方に分かりやすく情報を提供・発信するよう取り組みます。

主な取り組みの内容

施策の方向性	主な取組
①情報の提供・発信の充実	<ul style="list-style-type: none">● ホームページや広報紙、パンフレット等の作成にあたっては、受け手にとって、読みやすく、分かりやすい、中身の伝わる情報提供に努めます。● ツイッターやフェイスブック、スマートフォン向けアプリ等、様々な媒体を活用し、効果的な情報提供に取り組みます。● 手話言語・障害者コミュニケーション条例の施行に伴い、広報あかし点字、音訳版や市政情報を手話動画で届ける「あかし手話チャンネル」を導入するなど、引き続き、障害者等に必要な情報を適切に提供・発信するよう環境整備に取り組みます。● 情報が届きにくい高齢者等には、民生委員・児童委員の見守り活動を通じて、福祉サービスに関する情報提供を行うなど、きめ細かい配慮に努めます。

施策4**活動の活性化に向けた支援の充実**

地域福祉の担い手として、様々な地域団体やボランティア団体が活躍していますが、既存の団体の活性化や新たな組織の育成のため、地域住民への情報発信や活動の発掘、地域づくりのコーディネートなど、多方面から地域福祉の活動支援に取り組みます。

主な取り組みの内容

施策の方向性	主な取組
①生活支援体制整備の推進	● 地域総合支援センターに生活支援コーディネーターを配置し、地域住民と協働しながら、地域の高齢者の支援ニーズと地域資源の状況を把握したうえで、それらの見える化や問題提起、地縁団体等多様な主体への協力依頼等の働きかけ、関係者のネットワーク化などを行うとともに、生活支援の担い手の養成や地域資源の開発など、日常生活上の支援体制の充実や高齢者の社会参加の推進のための取組を推進します。
②ボランティアの活動支援の充実	● 明石市社会福祉協議会が運営するボランティアセンターをボランティア活動支援の拠点とし、ボランティア活動に関する相談や情報発信、ボランティア養成講座の開催等、ボランティアの活動支援の充実を図ります。
③地域福祉活動の後方支援の充実	● 地域福祉を推進している様々な団体の活動に対して、補助金を交付し、財政的支援を実施します。 例) みんなの居場所づくり事業、みんな農園事業、シニア活動応援事業、市民活動サポート事業、認知症カフェ助成金、あかしこども応援助成金、こどもの居場所づくり事業助成金、ひきこもり居場所支援事業 など

基本目標2 多様な交流の場・居場所づくり
 “参加・交流により「つながり」を育む”

施策1	みんなの居場所づくりの充実
-----	---------------

すべての市民が、互いに交流し、支え合い、誰もが住みよい地域づくりを行う地域共生社会の実現に向け、居場所づくりや交流促進等の充実を図ります。

主な取り組みの内容

施策の方向性	主な取組
①みんなの居場所づくりの充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民に身近な圏域において、住民同士の助け合い活動を支援し、住民主体の地域づくりを推進するとともに、地域総合支援センターの地域拠点である「地域支え合いの家」を設置し、支援を必要とする人の相談を受ける窓口となり、子どもから高齢者まで地域住民の誰もが気軽にいつでも寄り合える居場所づくりを行います。 ● 高齢者や障害者、子ども、認知症の人等を含めたすべての市民が、互いに交流し、支え合い、誰もが住みよい地域づくりを行う地域共生社会の実現に向け、居場所づくりや交流促進等を目的とした、みんなの居場所づくりプロジェクト（「みんな食堂事業」「地域のつどい場事業」「地域支え合い活動事業」「みんな農園事業」）を推進します。 ● あかし版こども食堂については、全28小学校区に開設されたこども食堂が、地域みんなで応援する子どもの居場所として、また、気づきの地域拠点としても適切に機能するよう、運営団体に対し支援を行うとともに、子どもだけでなく高齢者や障害者など、地域の誰もが交流できるような事業を展開していきます。

施策2**誰一人取り残さない互助の醸成**

誰一人取り残さない地域を目指すには、普段から地域の中で顔の見える関係を築くような取組が重要となります。見守り活動や災害等の緊急時において、地域住民同士が助け合い、支え合える関係づくりの構築に向け、互助の強化に取り組めます。

主な取り組みの内容

施策の方向性	主な取組
①地域住民のつながりの強化	<ul style="list-style-type: none">● 自治会・町内会、高年クラブなどの地域団体への加入率が低下していることが近隣住民との関係が希薄化している原因の一つであることと捉え、地域団体への加入促進に向けた取組を推進します。● 明石市社会福祉協議会、明石コミュニティ創造協会、市等で構成する地域支援者連携会議において、地域福祉施策とまちづくり施策との連携強化を図り、住民主体のまちづくりという共通目的の達成を目指します。

施策3**障害者や高齢者の活躍と社会参画の推進**

障害者の地域における社会参加及び理解促進のため、文化芸術の創造や発表、スポーツ等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図る取組を推進します。

高齢者がいつまでも健やかで自立した生活を送れるよう、多様な生きがいつづくりのための施策や事業を推進するとともに、地域社会の一員としてつながりを持ち、経験や知識を活かしながら、地域活動の担い手としていきいきと活躍できるよう、社会参画のための機会づくりに努めます。

主な取り組みの内容

施策の方向性	主な取組
①生きがいつづくりや社会参画推進のための情報提供	<ul style="list-style-type: none">● 障害者や高齢者が関心を持っているニーズに関連する施策や事業につなげていくため、そのニーズの把握と、障害者や高齢者の関連機関が実施している事業などの情報収集及び情報提供に努めます。
②生きがいつづくりの促進	<ul style="list-style-type: none">● 障害者が作品を発表する機会を確保し、創作活動を支援するとともに、障害者スポーツの普及に取り組みます。● 高齢者の交流や健康保持、外出促進、社会参加の支援を図ることを目的とした敬老優待乗車券の交付や高齢者パスポート事業などの事業を実施し、高齢者の生きがいつづくりを促進します。
③就労支援の充実	<ul style="list-style-type: none">● 障害者が希望や能力に応じた就労ができるよう、就労支援を充実させ一般就労への移行を目指します。● 就労を通じ高齢者の活躍できる機会を増やすことが高齢者の社会参加の促進となることから、シルバー人材センターに対する支援を継続していきます。

施策4 みんなで支え合える子育て支援の推進

「すべての子どもと子育て家庭」への支援を実現するため、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

地域の実情を踏まえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために身近な地域で子どもや子育てを見守り、支え合うことができるような仕組みづくりに取り組みます。

さらに、障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族に対する、育児や生活に関する相談・情報の提供など総合的な支援に努めます。

主な取り組みの内容

施策の方向性	主な取組
①子ども家庭支援・社会的養育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 明石こどもセンター（児童相談所）を子どもの総合支援の核となる拠点施設として、総合的・専門的に子ども支援に取り組みます。また、虐待を受けているおそれがあるなど支援を必要とする子どもの早期発見、早期対応により、子どもの安全を確保するとともに、その後の地域における育ちの支援まで、関係機関と連携しながら総合的で一貫した支援を行っていきます。 ● あかし里親100%プロジェクトとして、さまざまな事情で自分の家庭で暮らすことができない子どもが家庭と同様の環境で育つことができるよう、「全小学校区での里親登録」と「里親を必要とする乳幼児の里親委託率100%」を目標に掲げ、里親を増やす取組を推進します。 ● 明石市児童健全育成システム「こどもすこやかネット」において、市の学校園及び保健・福祉部門、保育所、警察、医療機関、民生委員・児童委員など、あらゆる関係機関と連携を図りながら、支援が必要な子どもの早期発見、早期対応はもとより、地域における支援まで、総合的で一貫したサポートを行います。 ● （再掲）あかし版こども食堂については、全28小学校区に開設されたこども食堂が、地域みんなで応援する子どもの居場所として、また、気づきの地域拠点としても適切に機能するよう、運営団体に対し支援を行

	<p>うとともに、子どもだけでなく高齢者や障害者など、地域の誰もが交流できるような事業を展開していきます。</p>
<p>②寄り添う支援の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育ての援助活動を行うファミリーサポートセンター事業を通じて、育児と仕事の両立支援を押し進めるとともに、地域における子育て力の一層の向上を図るため、幅広い層への事業の周知を図り、会員増と活動件数の増加を図ります。 ● 子どもを一時的に養育保護するショートステイ事業の一層の周知を図るとともに、利用者のニーズに対し、より細かな対応ができるよう継続実施していきます。 ● 離婚時の養育費・面会交流の取り決めに係る支援や養育費取決めサポート事業など、離婚前後の養育支援により、子どもが受ける不利益の軽減に取り組みます。 ● 戸籍のない人に対して、本来受けることができる行政サービスを提供し、戸籍を作成する手続を支援するため、「無戸籍者のための相談窓口」及び「無戸籍24時間相談ダイヤル」を開設するとともに、戸籍を作るために必要な裁判所への申立費用を補助します。また、無戸籍状態になるリスクを早期に把握し、早期に解決するよう取り組みます。

基本目標3 地域における見守り・相談支援体制の充実

“「ワンストップ」「チーム」「アウトリーチ」で地域での安心した生活を実現する”

施策1	地域総合支援センターにおける支援体制の充実
------------	------------------------------

高齢者や障害者、子どもなどの支援を必要とする人が、地域において生きがいや役割をもち、互いに助け合いながらいきいきと暮らすことのできる地域共生社会の実現に向け、市内6か所に設置された地域総合支援センターを核とした支援体制の充実を図ります。

また、「福祉まるごと相談窓口」として、属性・世代・相談内容を問わず断らない、分野横断的な相談支援を行うとともに、地域における様々な関係者や関係機関との連携に努め、地域総合支援センターを拠点としたアウトリーチ等を通じた継続的な支援を行います。

主な取り組みの内容

施策の方向性	主な取組
①支援体制の確保	● 保健師・看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員の増員を図るとともに、これら3職種以外の専門職や事務職を含めた配置を検討し、相談支援業務をはじめとした様々な業務を適切に行える体制の確保に努めます。
②属性を問わず断らない相談・支援体制の整備	● 「福祉まるごと相談窓口」として、属性・世代・相談内容を問わず断らない、分野横断的な相談支援を行うため、明石市基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センターや明石市後見支援センター等との連携を強化し、更生支援も含めた一体的な支援を行います。
③アウトリーチを通じた継続的な支援の強化	● 民生委員・児童委員や地区社会福祉協議会、地域ボランティア団体等との連携に努め、市内6か所に設置された地域総合支援センターを拠点としたアウトリーチ等を通じた継続的な支援を行います。

施策2

重層的支援体制の構築

令和3年(2021年)4月、市町村に対して包括的な支援体制の整備を努力義務化し、重層的な支援体制整備事業を新たに創設すること等を定めた改正社会福祉法が施行されました。

重層的支援体制整備事業とは、市町村において、既存の相談支援等の取組を生かしつつ、個人や世帯が抱える複雑化・複合化した地域生活課題に対応する包括的な支援体制を構築するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援、を実施する事業です。

高齢者や障害者、子ども、生活困窮者等の相談支援にかかる事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、包括的相談支援に取り組むとともに、複合的な課題を抱える相談者に対しては、多機関協働によるチームでの支援を実施します。また、必要な支援が届いていない相談者にはアウトリーチ等を通じた継続的支援を実施します。

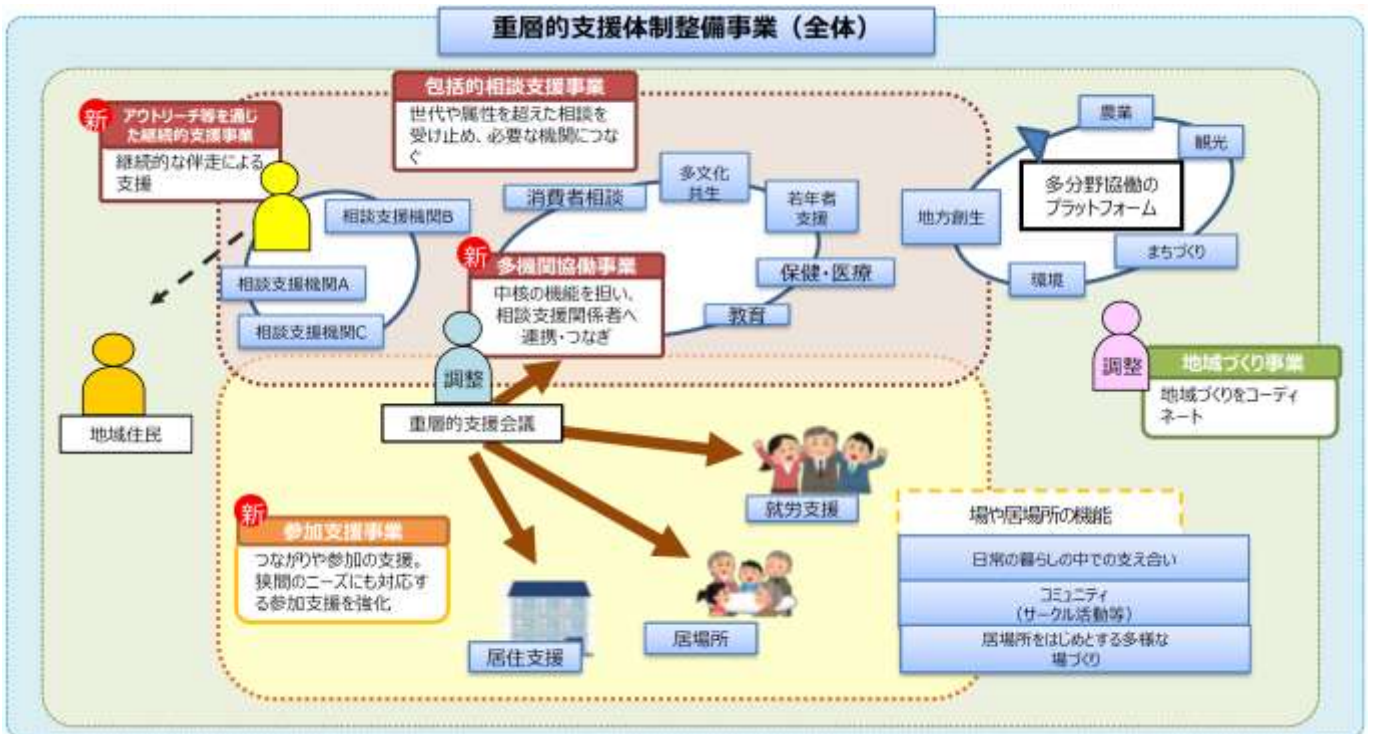
複雑・複合的な課題や制度・分野の狭間の課題を抱えた市民に対し、適切な支援を行えるよう、関係機関と連携し、重層的支援体制の構築を進めます。

主な取り組みの内容

施策の方向性	主な取組
①重層的支援体制の構築 (重層的支援体制整備事業)	● 市内6か所に設置された地域総合支援センターをはじめとする各相談支援機関等と連携しながら、複雑・複合的な課題や狭間のニーズを抱える相談者等の支援を行うとともに、地域で支え合える体制の構築に向けた取組を進めます。

重層的支援体制整備事業について（イメージ）

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、**アウトリーチ等**を通じた**継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同心のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



施策3

権利擁護の取組の推進

【成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画】

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等で判断能力が十分でない人、支援や援護を必要とする人が、住み慣れた地域で安全に安心して生活をするために、本人主体の観点から成年後見制度の利用支援等の権利擁護支援を行い、総合的かつ積極的な権利擁護の推進を図ります。

主な取り組みの内容

施策の方向性	主な取組
①中核機関の機能の整備・運営	<ul style="list-style-type: none"> ● 明石市社会福祉協議会に後見支援センター業務を委託し、中核機関として位置付けるとともに、成年後見制度や権利擁護事業の普及啓発を行う「広報機能」、社会福祉士等の福祉専門職及び弁護士職員を配置し、積極的なアウトリーチにより包括的な支援を実施する「相談機能」、専門職バンクの設置や市民後見人の養成・活動支援を行う「成年後見制度の利用促進機能」、市民後見人や親族後見人に対する後見監督や相談対応などの支援を行う「後見人の支援機能」の充実を図ります。
②地域連携ネットワークの整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 権利擁護支援の地域連携ネットワークの3つの役割の効果的な実現に向け、以下の取組を進めます。 <ul style="list-style-type: none"> ①権利擁護支援の必要な人の発見・支援 明石市基幹相談支援センター、地域総合支援センター等の関係機関と連携を図りながら早期発見・早期対応の支援を行います。 ②早期の段階からの相談・対応体制の整備 電話や来所相談以外に、積極的なアウトリーチによる相談対応を行い、早期の段階から相談対応が図れる支援体制を整備します。 ③意思決定、身上保護を重視した後見活動支援体制の構築 本人面談による判断能力程度や成年後見制度利用の意向や本人の望む生活を確認し、それらに基づく意思決定を重視した支援を行います。

<p>③チーム支援の仕組みの整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 明石市後見支援センターが設置する運営委員会等を活用し、福祉・法律職等の連携によるチーム支援の仕組みを整備します。 ● 明石市後見支援センターが、相談から申立、受任調整など、本人を中心とするチームを形成し、後見人等の候補者や関係機関等と連携を図りながら後方支援を行い、見守り支援体制の整備に努めます。
<p>④成年後見制度の利用の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 成年後見制度を利用することにより、より安全な日常生活を営むことができるよう支援するため、市長による審判請求並びに後見人等の報酬に対する助成を行います。

施策4**防犯・防災活動の推進**

近年、大規模な地震や風水害が頻発する中、災害時の要配慮者などに対する支援体制が大きな課題となっています。災害時の見守り支援体制などにおいて普段から地域の中で顔の見える関係づくりに努めるとともに市民と市が強固に連携した体制づくりに努め、安全・安心のまちづくりを進めていきます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化を見据え、感染から市民を守るまちづくりを進めていきます。

主な取り組みの内容

施策の方向性	主な取組
①防犯活動の推進	● 市民、警察、防犯協会、地域の団体と連携しながら、出前講座の実施や、イベント・広報チラシ等による啓発活動を通じて、地域防犯力の強化に取り組めます。
②防災活動の推進	● 自治会・町内会等への避難行動要支援者名簿の提供及び活用の拡大を図るとともに、各要配慮者に応じた個別支援計画の作成促進、福祉避難所の充実を図り、災害時においても要配慮者の安全を確保できる体制づくりに取り組めます。
③感染症に対する体制整備の推進	● 新型コロナウイルス感染症をはじめとした様々な感染症の発生時において、高齢者や障害者をはじめとした市民の健康や生活を維持できるよう、市、市民、事業者などの連携した対応による、非常時における体制を構築するなど、柔軟かつ速やかに対応できる取組を推進します。

基本目標4 地域共生社会に向けた包括的な支援の推進

“包括的な支援で誰一人取り残さない共生社会を推進する”

施策1	困難を抱える人への寄り添い支援と孤立・孤独対策の推進
-----	----------------------------

単身の高齢者世帯の増加に加えて、80代の高齢の親と就労していない独身の50代の子や障害を持つ子が同居している世帯が抱える地域課題である「8050問題」や、就職氷河期世代のひきこもり、家族の介護や世話を子どもが担う「ヤングケアラー」、様々な社会的要因による自殺、高齢者や障害者、子どもに対する虐待など、新たな課題に対応するため、困難を抱える人への寄り添い支援と孤立・孤独対策の取組を推進します。

主な取り組みの内容

施策の方向性	主な取組
①自殺対策の推進	● 全庁的な推進体制のもと関係機関と連携し、(1)各相談機関との連携を強化し、総合的な支援を実施、(2)自殺のハイリスク要因を抱える人への支援の強化、(3)地域住民のゲートキーパー機能を高める等地域づくりの推進、(4)遺族等遺された人への支援、以上4つの柱により自殺対策の取組を推進します。
②ひきこもり相談支援の推進	● ひきこもりが長期化し、ひきこもり当事者もその親も高齢化して働けなくなり困窮する「8050問題」をはじめとして、ひきこもり状態にある方とその家族に対し、社会とのつながりを回復し、安心できるよう、ひきこもり専門相談、家族支援の強化、関係機関のネットワーク支援体制の整備、出前講座・研修、安心できる居場所づくり（補助金事業）を実施します。
③ヤングケアラーの支援	● ヤングケアラーについての社会の理解を深め、ヤングケアラーの早期発見・支援に向けた啓発活動を行うとともに、庁内関係各課や関係機関等が連携した支援体制を整備し、ヤングケアラー及びその家族に対して適切な支援が実施されるよう取り組みます。
④虐待防止及び早期発見・早期対応	● 地域総合支援センターをはじめ、関係団体や地域の介護保険サービス事業者等からなる高齢者虐待防止ネットワークを形成し、連携することにより、高齢者虐待の防止及び早期発見を図り、円滑な養護者の支援に

	<p>つなげます。高齢者虐待が疑われる際に、早期に相談・通報してもらえるよう、市民の関心を高めるため、高齢者虐待防止の啓発や相談窓口等の周知を図るとともに、関係機関に対する意識啓発を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 明石市基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センターを拠点とし、障害者虐待防止に取り組むとともに、差別解消に向けた障害者理解の取組を推進します。 ● 明石こどもセンター（児童相談所）を子どもの総合支援の核となる拠点施設として、虐待を受けているおそれがあるなど支援を必要とする子どもの早期発見、早期対応により、子どもの安全を確保するとともに、その後の地域における育ちの支援まで、関係機関と連携しながら総合的で一貫した支援を実施します。
--	---

施策2**生活困窮者への支援**

生活困窮者の自立に向けて、必須事業である自立相談支援事業及び住居確保給付金の支給に加え、任意事業である家計改善支援事業、学習・生活支援事業、一時生活支援事業、就労準備支援事業を一体的に実施します。

また、生活困窮者の早期把握や見守り体制の充実を図るため、関係機関とのネットワークを構築し、地域ぐるみの生活困窮者支援に取り組みます。

主な取り組みの内容

施策の方向性	主な取組
①生活困窮者自立支援法に基づく支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活困窮者の自立に向けて、必須事業である自立相談支援事業及び住居確保給付金の支給に加え、任意事業である家計改善支援事業、学習・生活支援事業、一時生活支援事業、就労準備支援事業を一体的に実施します。 <ul style="list-style-type: none"> ・自立相談支援事業 ・住居確保給付金事業 ・家計改善支援事業 ・学習・生活支援事業 ・一時生活支援事業 ・就労準備支援事業
②地域ぐるみの生活困窮者支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域ぐるみの生活困窮者支援の充実を図るため、引き続き、支援メニューの充実や関係機関との連携支援体制の構築、相談窓口の周知に取り組むとともに、新たな地域の社会資源の創出や市民の理解を深めるための機会づくり、見守り体制の充実などに取り組みます。 ● こども食堂など、地域で活動するさまざまな団体と連携し、生活困窮者などの課題を抱える世帯の早期把握に努め、適切な支援を行える地域づくりを推進します。

施策3

認知症の人と家族への支援の充実

団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）、さらに団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）を見据え、認知症の人の意思が尊重され、認知症の人やその家族が、安心して自分らしく暮らし続けていける共生社会「認知症にやさしいまち明石」を目指して施策を総合的に推進します。

また、令和2年（2020年）10月より「認知症あんしんプロジェクト」を発足し、「本人の尊厳確保」「家族負担の軽減」「地域の理解促進」を基本方針として、認知症施策のさらなる取組を推進しているところですが、さらに、認知症施策の指針となる「（仮称）明石市認知症あんしんまちづくり条例」を制定し、市や市民、関係機関等が一体となって、柔軟かつ迅速な施策の展開を推進します。

施策の方向性と主な取組

施策の方向性	主な取組
①認知症の理解啓発・地域支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 認知症は誰もがなり得ることから、認知症の人が地域のより良い環境で自分らしく暮らし続けるために、認知症への社会の理解を深め、認知症の人をやさしく見守り、同じ社会の一員としてあたたかく受け入れられる地域共生社会づくりを推進し、認知症の人の生きづらさや障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取組を進めます。 ● 行政だけでなくまちぐるみで認知症の人や家族を支援するため、地域住民による見守り支援や声かけをはじめ、民間企業等が協働、協力して、重層的に見守る体制づくりを促進します。 <ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター制度の拡充 ・キャラバン・メイトの養成 ・見守りSOSネットワーク事業との連携 ・高齢者見守りネットワークの充実 など
②早期の気づき・早期支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● いち早く認知症に気づき、状況に応じた適切な医療や介護保険サービスにつなげていけるよう、医療機関と介護保険サービス事業所、地域総合支援センターなどが連携し、必要な時に必要な支援を受けることができる支援体制づくりを推進します。 <ul style="list-style-type: none"> ・相談体制の充実

	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症チェックシートの活用 など
③権利擁護・在宅生活の支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 認知症による記銘力や判断力の低下等の症状から、権利侵害を受けることがないよう、認知症の人の尊厳が守られ、地域全体でやさしく見守られながら自分らしく暮らせるまちづくりを推進するため、認知症の人の安全対策や生活支援の充実を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度利用支援事業 ● 在宅で介護をしている家族介護者の精神的・身体的・経済的負担軽減を図り、重症化を防ぎ、住み慣れた地域でできる限り在宅生活を継続できるよう取組を進めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・認知症カフェや居場所の推進 ・あかしオレンジ手帳の発行・活用 など
④若年性認知症支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 若年性認知症とは 65 歳未満で発症する認知症であり、仕事、家庭、子育てのキーパーソンとなる世代に起こることが多いことから、本人や家族の生活全体に及ぼす影響が大きく、事例に応じて多様な支援が必要となることから、正しい理解の普及啓発や、相談支援体制の推進を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・若年性認知症の周知・啓発 ・若年性認知症の支援体制の整備 など
⑤介護保険サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢化の進展に伴い増加が見込まれる認知症の人が、それぞれの状況に応じた適切な介護保険サービスを受けられ、可能な限り住み慣れた地域で生活を続けていくことができるよう介護施設等の整備や介護人材確保、介護従事者の認知症対応力向上に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・グループホーム等の整備

施策4

更生支援及び再犯防止の取組の推進
【地方再犯防止推進計画】

市では、平成28年（2016年）12月に制定された再犯防止等の推進に関する法律の趣旨等を踏まえ、関係機関等の協力や市民の理解のもと、より安定的・継続的に更生支援の取組を推進するため、平成30年（2018年）12月に明石市更生支援及び再犯防止等に関する条例（平成31年（2019年）4月施行）を制定しました。

生活のしづらさを抱え、支援を必要とする罪に問われた人等の円滑な社会復帰を支援して共生のまちづくり（やさしいまち・明石）を推進し、また、市民が犯罪による被害を受けることなく、すべての市民が安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とした更生支援の取組を推進します。

主な取り組みの内容

施策の方向性	主な取組
①円滑な社会復帰を促進して共生のまちづくりを推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 罪に問われた人等が社会復帰する際に、途切れることなく円滑に支援につなげていくため、刑事司法関係機関をはじめ、地域の医療・福祉・まちづくり等に関わる機関・団体が連携し、情報共有を行うことを目的とした更生支援ネットワーク会議を開催します。 ● 刑事司法関係機関等からの相談に対し、支援対象者と面談する等して情報を収集し、円滑に社会復帰していくために必要な福祉サービス等の支援を調整します。 ● 支援対象者個々の事情等に応じ、個々の特性を十分に踏まえた支援を行います。
②再犯を防止して安全・安心なまちづくりを推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関と連携しながら、また、障害者や生活困窮者に対する就労支援の取り組みも勘案しながら、就労の相談・助言等の必要な支援を行います。 ● 生活拠点の確保が困難であることにより更生支援が妨げられるおそれがある場合、住居の確保等の支援を行います。 ● 保護司や更生保護女性会などに補助金を交付するなど、更生保護活動を支援します。 ● 「社会を明るくする運動強調月間」において広報や啓発活動を行うことによって、市民等の更生支援に関する理解を深めます。

第5章 重点的な取組

計画に位置付けた多岐にわたる各種施策の中で、基本目標ごとに特に優先的に取り組む重点施策を設定します。

また、重点施策の達成状況を把握するために目標指標を設定します。

基本目標1 助け合う・支え合う意識の向上

“「我が事」意識の醸成と支え合い活動の実践”

重点施策 担い手の発掘と育成

地域では、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、ボランティア団体、自治会・町内会、校区まちづくり組織など市民や様々な団体がそれぞれの立場で役割分担し、地域福祉を推進する活動に取り組んでいます。様々な地域福祉活動を継続的に実践できるよう、若い世代の参加促進や担い手の確保に向けた環境整備を推進します。

【目標指標】

指標	現状値	目標値
民生委員・児童委員の定員充足率	98.1% (2020年度末現在)	100% (2025年度末現在)
ボランティア活動延べ登録人数 (ボランティアセンター)	2,169人 (2020年度末現在)	@@@@人 (2025年度末現在)

基本目標2 多様な交流の場・居場所づくり

“参加・交流により「つながり」を育む”

重点施策 みんなの居場所づくりの充実

住民に身近な圏域において、互いに交流し、支え合い、誰もが住みよい地域づくりを行う地域共生社会の実現に向け、居場所づくりや交流促進等の充実を図ります。

【目標指標】

指標	現状値	目標値
居場所づくり事業実施団体 ※地域支え合いの家、みんなの居場所づくり事業、シニア活動応援事業、サロン活動助成金	163団体 (2020年度)	180団体 (2025年度)
こども食堂利用者数 (延べ人数)	9,251人 (2019年度)	11,880人 (2025年度)

基本目標3 地域における見守り・相談支援体制の充実

“ワンストップ」「チーム」「アウトリーチ」で地域での安心した生活を実現する”

重点施策 地域総合支援センターにおける支援体制の充実

「福祉まるごと相談窓口」として、属性・世代・相談内容を問わず断らない、分野横断的な相談支援を行うとともに、地域における様々な関係者や関係機関との連携を図り、地域総合支援センターを拠点とした継続的な支援に取り組みます。

【目標指標】

指標	現状値	目標値
地域総合支援センター相談件数	31,694 件 (2019 年度)	37,000 件 (2025 年度)
明石市基幹相談支援センター・明石市障害者虐待防止センター相談件数	9,427 件 (2020 年度)	9,800 件 (2025 年度)
明石市後見支援センター相談件数	7,006 件 (2020 年度)	7,500 件 (2025 年度)

基本目標4 地域共生社会に向けた包括的な支援の推進

“包括的な支援で誰一人取り残さない共生社会を推進する”

重点施策 認知症の人と家族への支援の充実

団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）、さらに団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）を見据え、認知症の人の意思が尊重され、認知症の人やその家族が、安心して自分らしく暮らし続けていける共生社会「認知症にやさしいまち明石」を目指して、市や市民、関係機関等が一体となって、総合的な施策の推進に取り組みます。

【目標指標】

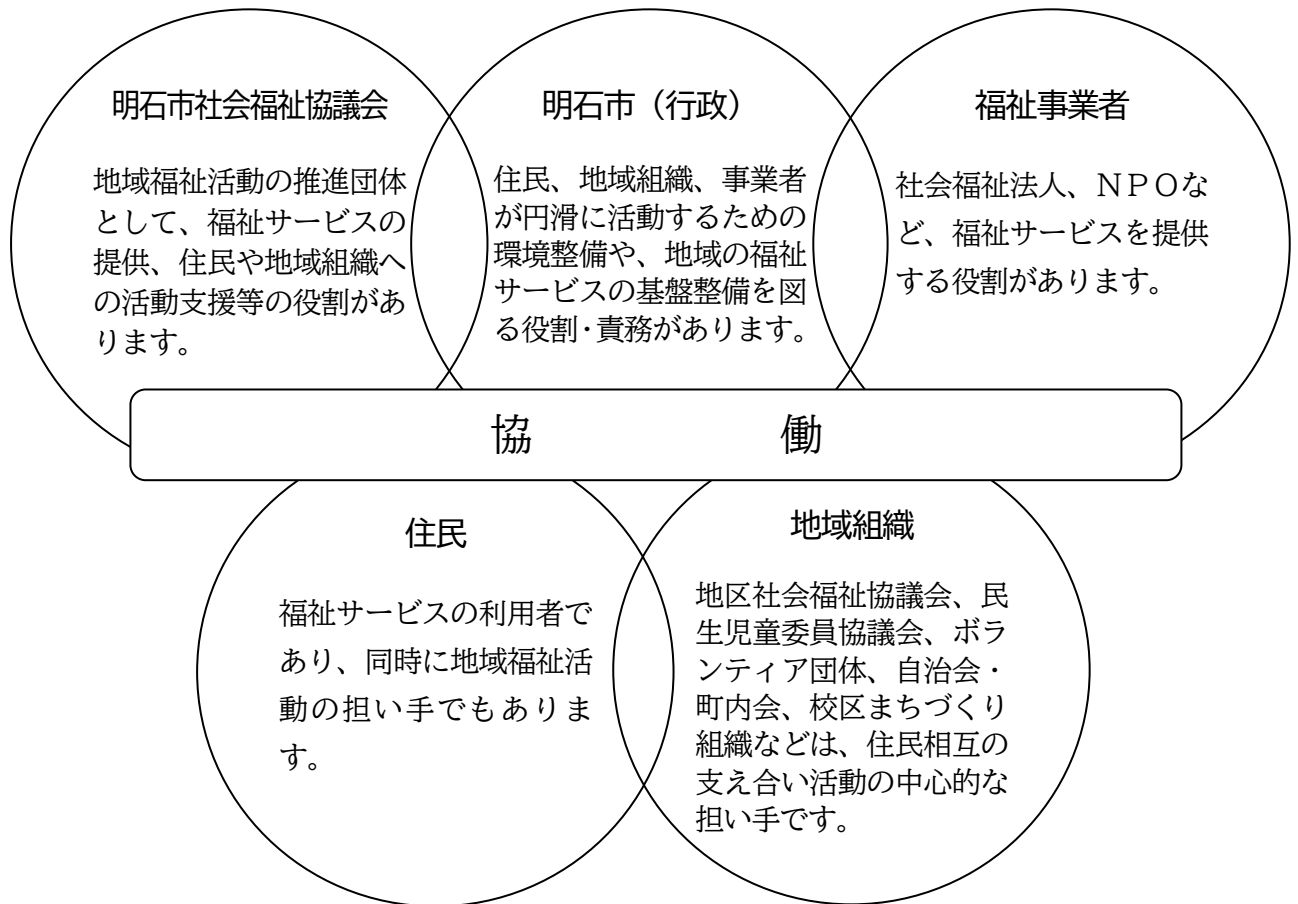
指標	現状値	目標値
認知症サポーター養成者数	13,428 人 (2020 年度末現在)	30,000 人 (2025 年度末現在)
認知症カフェ等設置数	7 か所 (2020 年度末現在)	29 か所 (2025 年度末現在)

第6章 取組を持続・発展させる仕組みづくり

1 推進体制の構築

地域福祉課題を解決するには、行政や明石市社会福祉協議会をはじめ、地域住民や地域組織、福祉事業者など、様々な地域福祉活動の担い手同士が役割を分担し、連携を図りながら、それぞれの協働によって取り組むことが求められます。

また、地域福祉課題は、高齢者や障害者、子どもに関する福祉、医療、教育、防災など、広範囲に及びます。そのため、関連する施策や計画との連動が不可欠であり、庁内関係部署の横断的な連携の強化を図るとともに、地域福祉活動の推進団体である明石市社会福祉協議会と地域福祉に関する課題を共有し、連携を一層深め、本計画の推進に取り組んでいきます。



2 計画の進捗状況に係る評価と見直し

本計画の進捗管理については、本市の社会福祉に関する事項を調査審議する場である明石市社会福祉審議会に進捗状況の報告を行い、評価や意見をいただきながら取組を進めることとします。

また、庁内関係部署や明石市社会福祉協議会等の関係機関との協議により、問題点や課題を把握し、検証・評価を行うとともに、社会情勢や制度の改正などに柔軟に対応するため、必要に応じて、見直しを加えるなど「PDCAサイクル」を活用しながら、推進していきます。

PDCAサイクルによる計画の推進



次 第 2 議 題

- (2) (仮称) 明石市認知症あんしんまちづくり
条例について

(仮称) 明石市認知症あんしんまちづくり条例(素案)について

1 本議題の趣旨等について

本市のまちづくりのコンセプトである「いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで」に基づき、認知症の人及びその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進するための条例を制定するために、本市の社会福祉に関する事項を調査審議する場である社会福祉審議会に条例の内容等を諮問しようとするものです。

2 素案の策定経過について

前回の審議会においてご提示した骨子案を基に、①審議会委員の皆さまからいただいたご意見や、②認知症の当事者や家族、支援に係る関係団体等(認知症カフェや認知症家族会)からのご意見、③市内の認知症に関連する機関が集まり意見交換を行う「認知症あんしんネットワーク会議」からのご意見をご提示するとともに、ご意見を踏まえ策定した条例素案をご提示しています。

第2回社会福祉審議会では、条例素案や資料をご確認いただき、内容等についてご意見をいただきます。

3 今後の作業等について

第2回社会福祉審議会でもいただいた意見を踏まえて条例素案を修正し、パブリックコメントを経て、第3回社会福祉審議会において、委員の皆さまには、条例最終案を審議していただきます。

4 その他

後日、条例素案について、お気づきの点がございましたら、別紙「(仮称)明石市認知症あんしんまちづくり条例についての意見」により、11月12日(金)までにFAXまたはメールで担当までご提出いただきますようお願いいたします。

(仮称) 明石市認知症あんしんまちづくり条例 (素案)

目次

第1章 総則 (第1条―第3条)

第2章 市及び関係機関等の責務と役割 (第4条―第9条)

第3章 基本的施策 (第10条―第16条)

第4章 雑則 (第17条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、明石市 (以下「市」という。) における認知症になっても安心して暮らせるまちづくりの基本理念を定め、市の責務並びに市民、事業者、地域組織及び関係機関の役割を明らかにし、施策の基本となる事項を定めることにより、認知症の人及びその家族 (以下「認知症の人等」という。) が安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症 脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能又はその他の認知機能が低下した状態をいう。
- (2) 市民 市内に居住する者及び、通勤又は通学する者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行う者又は団体をいう。
- (4) 地域組織 協働のまちづくり推進組織、地縁による団体その他一定の区域に居住する者等により構成される団体をいう。
- (5) 関係機関 認知症に関する医療、介護、支援等に携わる機関をいう。

(基本理念)

第3条 市並びに、市民、事業者、地域組織及び関係機関 (以下「関係機関等」という。) は、次に掲げる基本理念に基づき、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを推進するものとする。

- (1) 認知症の人等の意向を尊重し、認知症の人等が尊厳を保持しながら安心して暮らせるまちづくりを進めること。
- (2) 認知症の人等の視点に立って取り組み、状況に応じ、認知症の人等が必要な支援を受けることができる支援体制の実現を目指すこと。

- (3) 認知症に対する正しい知識と理解を深め、それぞれの役割や責務を認識し、相互に連携し支えあう地域社会の実現を目指すこと。

第2章 市の責務及び関係機関等の役割

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、関係機関等と連携し、次に掲げる事項に基づく施策を総合的に推進するものとする。

- (1) 認知症の人等に関する課題、要望その他の地域の実情について、調査及び研究を行うとともに、地域の実情に応じた施策を実施すること。
- (2) 認知症に関する正しい知識及び認知症の人等に対応するために必要な知識又は技能の普及を図ること。
- (3) 連携及び協働により、認知症の人等を地域で支え合うまちづくり推進のための取組及び環境整備を行うこと。

(認知症の人等の役割)

第5条 認知症の人等は、安心して暮らせるまちを築くために、自らの希望、思い、気づいたこと等を、市及び関係機関等に発信するものとする。

- 2 認知症の人等は、地域の一員として、自らの意思に基づき社会参加を行う。

(市民の役割)

第6条 市民は、誰もが認知症になる可能性があるものとして認識し、認知症に関する正しい知識を持ち、その理解を深め、認知症に関して備えるよう努めるものとする。

- 2 市民は、認知症の人等が安心して暮らし続けることができるまちづくりを進めるため、交流や見守り等市民相互の支え合いに取り組むよう努めるものとする。
- 3 市民は、市及び関係機関等が実施する認知症施策及び取組に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、認知症に関する理解を深めるとともに、従業員等に対し必要な教育を行い、認知症の人等が置かれている状況に応じて適切な配慮を行うよう努めるものとする。

- 2 事業者は、認知症の人等が働きやすい環境の整備に努めるとともに、就労の継続に配慮するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、市及び関係機関等が実施する認知症施策及び取組に協力するよう努めるものとする。

(地域組織の役割)

第8条 地域組織は、認知症に関する理解を深めるとともに、認知症の人の見守り等による地域での支え合い、認知症予防に関する活動、交流ができる居場所づくり等に積極的に取り組み、認知症の人等が安心して暮らせる環境の整備に努めるものとする。

2 地域組織は、市及び関係機関等が実施する認知症施策及び取組に協力するよう努めるものとする。

(関係機関の役割)

第9条 関係機関は、認知症に関する専門的な知識及び技能の向上に努め、認知症の人等が置かれている状況に応じた適切なサービスの提供に努めるものとする。

2 関係機関は、認知症に関する専門的な知識又は技能を活用し、認知症に関する正しい知識の普及及び啓発を行うとともに、認知症の人等を支援する人材の育成に努めるものとする。

3 関係機関は、市及び関係機関等が実施する認知症施策及び取組に積極的に協力するよう努めるものとする。

第3章 基本的施策

(知識の普及及び人材育成等)

第10条 市は、第5条に定める認知症の人等による発信を支援するとともに、市民、事業者及び地域組織が認知症に関する正しい知識を持ち、理解を深めることができるよう、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

2 市は、関係機関と連携し、医療及び介護に従事する者の認知症の人等に対応するために必要な知識又は技能の向上を図るものとする。

3 市は、認知症に関する正しい知識を持って、地域又は職域で認知症の人等を支える認知症サポーターの養成を推進するものとする。

4 市は、認知症予防に関する啓発及び知識の普及を行うとともに、地域組織等が主体的に実施する認知症予防に関する活動を支援するものとする。

(早期支援等)

第11条 市は、認知症を早期に発見し、また、認知症の人等が早期に必要な支援を受けられるよう、相談体制の整備及び充実を図るものとする。

2 市は、前項の相談を受けた者等に対し、その状況に応じて切れ目なく支援を行うため、必要な施策を講じるものとする。

3 市は、前2項の施策を推進するため、地域総合支援センターを中心として関係機関相互の連携協力体制の整備を図るものとする。

(認知症の人等への支援)

第12条 市は、認知症の人等が身近な地域で日常生活を営むことができるよう、必要な支援を行うものとする。

2 市は、認知症の人等の状況に応じて、適時に、適切な支援を実施するため、医療及び介護の連携体制や施設の整備を図るものとする。

3 市は、認知症の人等が安全で安心して生活することができる環境の整備を図るため、行方不明となるおそれのある認知症の人を早期に見つけ、保護するための仕組みを整備するものとする。

4 市は、認知症の人が安心して自立した生活を営むことができるよう、認知症の人等の就労及びその継続等のために必要な施策を講ずるほか、必要な社会保障制度が確実に提供されるよう支援するものとする。

(地域づくり及び社会参加の推進)

第13条 市は、地域における支え合いの意識の醸成、認知症の人等が社会での役割や生きがいを持って活動することができる社会参加の場の確保等、認知症になっても地域の一員として社会生活を営むことができる社会の実現に向けて、支援を行うものとする。

2 市は、関係機関等と連携し、認知症の人等に対する支援活動に意欲のある認知症サポーターが地域で活動するために必要な施策を実施する。

(成年後見制度の利用促進等)

第14条 市は、認知症の人の権利利益の保護を図るため、成年後見制度の利用促進及び市民後見人の養成を行うものとする。

(関係機関等との情報共有や連携強化)

第15条 市は、認知症に関する施策の推進に関し、必要に応じて関係機関等との情報共有及び連携強化をするための機会を設ける。

(非常事態におけるサービスの提供等)

第16条 市は、関係機関等と連携し、感染症や非常災害の発生時において、必要なサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための必要な施策を実施する。

第4章 雑則

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和●年●月●日から施行する。

令和3年度 第1回明石市社会福祉審議会においていただいた意見について

【明石市認知症あんしんまちづくり条例について】

No	委員からのご意見	市の考え方	対応箇所
1	<p>コロナ禍におけるフレイル状態またはフレイル予備軍への対応や、認知症の早期発見、早期支援方法の具体化を条文に盛り込むべきではないか。</p>	<p>フレイル状態等への対応は当事者を孤立させないことが重要であり、認知症の進行を抑制する上でも重要であると考えています。市としては、認知症の人の社会参加も含め、認知症になっても地域の一員として社会生活を営むことが出来るよう支援を行います。また、早期支援についても重要事項であり条文に記載します。</p>	<p>第11条 第12条 第13条1項</p>
2	<p>知的障害者の認知症問題についても考慮する必要性があるのではないか。</p>	<p>ご指摘のとおり、認知症といっても様々な症状があり、また各当事者がおかれる状況も多種多様となっております。そのため、ケースごとに丁寧な対応が求められています。知的障害者の認知症問題等の複合的なケースについては、市や関係機関が情報を共有して一体となって取り組むことが必要であると考えています。関係機関の連携強化について条文に記載します。</p>	<p>第11条2項等</p>
3	<p>認知症高齢者を地域で支えるためには、徘徊に対する支援体制が不可欠であり、その手段として「要援護者SOSネットワーク事業」や「GPS貸与事業」はかなり有効な取り組みであると思われる。また、神戸市のように認知症高齢者が起こした自己の損害賠償への支援体制があれば、徘徊のある認知症高齢者を安心して在宅で介護できるようになるのではと考える。</p>	<p>市の制度に保険を組み込むことは、事故発生時の家族の介護責任を認めることと同等であり、導入については慎重な検討が必要であると考えています。まずは、事故が起こらない社会を目指すため、介護者のみに負担がかからないよう施策をすすめていきたいと考えています。</p>	<p>第12条第3項</p>

4	<p>認知症当事者が活躍できるような社会づくりについても盛り込んでほしい。</p>	<p>当事者が社会参加することは、本条例制定の目的の一つであり、支援を行うことについて記載いたします。</p>	<p>第5条 第13条第1項</p>
5	<p>予防に関する取り組みがもう少しあってもよいのではないか。</p>	<p>本条例の制定目的として「認知症になってもあんしんなまちづくり」を掲げており、認知症当事者やそのご家族への施策を中心に記載しています。一方で、進行を抑制することも重要です。ご意見を受け、地域組織の役割として追記し、その支援についても記載いたします。</p>	<p>第8条1項 第10条第4項</p>
6	<p>当該条例の制定と並行して、本来ならば後見条例についても制定を進める必要があると考えるが、難しいようであれば、「成年後見制度の利用促進」「市民後見人の養成」等の取り組みについてもしっかり盛り込んでほしい。</p>	<p>まずは、地域共生を目的とした本条例の制定を進めていきたいと考えています。「成年後見の利用促進」等についても具体的に記載いたします。</p>	<p>第14条</p>

令和3年度明石市認知症あんしんネットワーク会議においていただいた意見について

【明石市認知症あんしんまちづくり条例について】

No	委員からのご意見	市の考え方	対応箇所
1	<p>基本理念で「本人の尊厳確保」をあげているが、実際には、認知症に対する偏見や差別を受けてしまう状況はあると思う。認知症は多様な症状を呈し、原因も様々であることを皆が理解し、全く判断能力や感情、理性が失われていくことではないということを前提に、認知症の人の人権が守られるような内容が盛り込まれたらありがたい。</p>	<p>基本理念においては、「認知症の人等の意向を尊重」することを記載し、ご指摘のような認知症当事者の人権を守る内容を記載しました。また、差別や偏見を生まないよう、「認知症の人等の視点に立って取り組み、状況に応じ、認知症の人等が必要な支援を受けることができる」支援体制の構築も掲げています。</p>	<p>第3条 第12条</p>
2	<p>ただ支援を受けるだけが安心ではなく、認知症の人も一緒になってできること、例えば、当事者の先輩としての支援者活動を行うなど、シームレスな体制についても盛り込まれたらありがたい。</p>	<p>認知症当事者が支援を受けるだけでなく、地域社会に参画することは本条例の目的と一致するところです。そのため、ご意見を受けて、認知症当事者が自身の意思に基づいて、社会参加を行うことを役割の一つとしています。</p> <p>また、認知症といっても病状、おかれた環境も様々であるため、地域の一員として社会生活を営めるような支援を行うことも記載しています。</p>	<p>第5条2項 第13条1項</p>
3	<p>近年、認知症の人に日があたるようになってきたが、同じように家族にも日を当ててほしい。それが家族の願いである。本人同様、家族も孤立感を持っている。条例の中では本人はそうだが、家族にも目を向けてほしい。</p> <p>老々介護など、誰にも助けを求められず、虐待や事件が起こったりする。ケアラーのケアはどこがしてくれるのか心配である。</p>	<p>本条例は、認知症の人及び家族が安心して暮らせるまちづくりを実現させるためのものであり、家族負担の軽減も重要な目的の一つです。家族負担の軽減等については記載させていただきます。</p>	<p>第1条 第3条</p>

4	居場所づくりについて考えるべきではないか。	認知症の当事者やその家族が安心して暮らせるまちづくりのため、当事者等の居場所づくりについても記載し、施策を進めてまいります。	第13条1項
---	-----------------------	--	--------

市内の認知症カフェや認知症家族会からいただいた意見について

【明石市認知症あんしんまちづくり条例について】

No	ご意見	市の考え方	対応箇所
1	認知症は病名であるため、「認知症の人が地域とともに安心して生活できるまちづくり条例」などの名称の方が適切ではないか。	条例名については「わかりやすく良い」や「誰が聞いてもすぐわかるよう短い名称がよい」というご意見も他にいただいているため、現在の条例名案で進めたいと考えております。	—
2	認知症当事者にも何らかの役割をもってもらい、できることをできる範囲でもらうことが大事。周囲から見て満足にできていないことでも、過干渉せず見守る姿勢が大切。	市としても、認知症の当事者も地域の一員として自ら地域社会に参画いただくことは重要であると考えております。ご自身の意思に基づき、社会参加を行うなど、認知症の当事者の役割についても記載しており、そのような活動について支援を行うことについても記載します。	第5条 第13条1項
3	地域で声をかけあう社会にするためには日頃からの地域住民同士の関係づくりが重要。近隣での助け合い、支え合いなくして地域での生活の継続はなしえない。	本条例において目指す「認知症になっても安心して暮らせるまちづくり」においても、地域住民同士の関係性構築は重要であると考えております。地域で声をかけあう社会のためには、認知症への理解を持ってもらうことも必要であり、啓発活動も含め施策を進めてまいります。	第10条 第13条1項
4	本人の尊厳確保という部分について、本人が支援を受ける受け身な人という表現になっているように感じた。もう少し名称の検討が必要ではないか。	認知症の当事者も地域の一員として自ら地域社会に参画いただくことが重要だと考えております。条文においては、該当の条文を工夫するとともに、ご意見を受け認知症の当事者の役割を記載しました。	第3条 第5条
5	気楽に認知症であることを公言できる社会にしないといけない。当事者が自分で生き方を選べるように。	認知症であることを公言できる社会にするためには地域において認知症への理解を広げていくことが重要であると考えています。啓発活動の支援を通じて地域社会の構築を進めてまいります。	第10条等

6	<p>認知症当事者の自立・自律や本人らしく生活することを目指すこと、well-being（生活の中でのちょっとした幸福感という意味合い）を目指すことも含んでもいいのでは。</p> <p>認知症当事者でも就労によってその人らしい生活や人生につながることもある。就労の場の支援も一つの方策ではないか。</p>	<p>自立・自律に関しては、ご本人の意思に基づき必要な支援を行っていくことが重要であると考えています。また、就労継続も安心して自立した生活を送る上で重要な事項であり、条文に記載させていただきます。</p>	第12条4項
7	<p>まずは認知症当事者と地域住民をつなげられるような関係づくりが大切。そのうえで認知症当事者やその家族が気軽に集まれる場所があればよい。場を運営するサポーターを充実させる必要があるので、有償ボランティアを活用する方法もあるのではないか。</p>	<p>地域で活動される方々を養成・支援していくことは必要であり、市としては、認知症サポーターの活躍の場を広げるとともに支援を行うことで地域活動を支援したいと考えています。</p>	第13条2項
8	<p>本人発信の趣旨は理解するが、発信できるのは、初期の人のみである。そのためには、いかに初期の人を早く見つけるか、いかに支援につなげることができるかが重要である（介護認定の申請する段階ではだいぶ進行している）。</p>	<p>早期支援だけでなく継続支援についても記載し、切れ目のない支援を行ってまいります。</p>	第11条
9	<p>本人発信ができる環境がまだできていないと感じる。まだまだ認知症の人への偏見があり、カミングアウトが難しい。</p> <p>認知症について、「未経験」（認知症の人との関わりがない、元気高齢者など自分には関係のないことと考えている人等）のうちに知識と情報を得ることが重要である。認知症についての啓発と知識の普及が大事である。</p>	<p>本人発信ができるようにするための環境づくりとして、地域住民の理解が重要であると考えています。条文に記載するとともに引き続き啓発活動を行ってまいります。</p>	第5条1項 第13条1項

明石市福祉局高齢者総合支援室 高年福祉係 行き
(F A X 0 7 8 - 9 1 8 - 5 1 0 6)

(仮称) 明石市認知症あんしんまちづくり条例についての意見

下記のとおり、条例についての意見を提出します。

年 月 日

記

所 属	
氏 名	

条例の内容に対するご意見

※ご意見ございましたら **11月12日(金)までに** F A X でご提出ください。
※メールの場合は、kourei-fukushi@city.akashi.lg.jp までお願いいたします。

次 第 2 議 題

(3) 明石市こども総合支援条例の一部改正について

明石市こども総合支援条例の一部改正について

1 改正の目的

本市では、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの最善の利益を実現するため「明石市こども総合支援条例」（平成 28 年条例第 31 号）を平成 29 年 4 月 1 日に施行しています。

その後、新たにヤングケアラーに対する支援の必要性が社会的に認識され、また、児童相談所によって一時保護等がなされた子どもの権利擁護に関する取り組み等も求められているところです。

こうしたことから、明石市では各種支援や施策の立案を開始しており、今後も市が継続して必要な施策を講じていくことを明確にするため、条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) ヤングケアラーについて

ヤングケアラーについては、厚生労働省と文部科学省が「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども」と位置付けています。ヤングケアラーに関しては、「児童福祉」だけでなく、「教育」「高齢福祉」「障害福祉」「医療」といった各関係機関が連携して横断的かつ継続的に支援する必要があるため、本市の責任において必要な施策を講ずることを明確にする規定を新設します。

(2) 一時保護等がなされた子どもの権利擁護について

明石こどもセンターにおいては、一時保護等がなされた子どもの意見表明権を含めた諸権利の保障のために、本年 4 月に「こどものための第三者委員制度」を開始し、今後も新たな施策を講じていく予定です。そして、これらの子どもの諸権利を擁護する制度については、普遍的なものとして継続する必要があるため、本市の責任において必要な施策を講ずることを明確にする規定を新設します。

(参考 1) こどものための第三者委員会取組状況

- 運用状況（2021 年 4 月 20 日～9 月末日）
 - (1) 一時保護児童との面会 面会回数：32 回
 - (2) 調査及び意見通知 調査申出：1 件 ※調査中に家庭復帰、調査終了
- 運用効果等
 - ・一時保護後、速やかに（概ね 2 日以内）一時保護児童と第三者委員が面会できている。
 - ・一時保護児童にとっては、自己の意見を表明する機会及びルートが保証、確立される。
 - ・児童相談所にとっては、多角的に一時保護児童の気持ちや意向を確認することで、より児童に寄り添った支援策の検討を行うことができる。

(参考 2) こどもの意見表明支援制度（こどものための弁護士制度）について

- 内容
 - 一時保護されたこどもの意見表明権を保障するため、こどもが希望する場合や第三者委員が必要と判断した場合に、こどものもとに兵庫県弁護士会から弁護士（意見表明支援員）が派遣される制度。
- 実施時期
 - 本年 10 月 1 日より実施。

3 改正の骨子案について

新設規定の骨子案は以下のとおりです。

(1) ヤングケアラーについて

「市は、本来大人が担うべき家事、家族の世話及び介護等を行うこどもが過度な負担を強いられることのないよう、これらのこどもが健やかに成長するための環境を整備するために必要な施策を講ずるものとする。」

※条例第16条として新設を予定。

(2) 一時保護等がなされた子どもの権利擁護について

「市は、児童福祉法33条に基づき一時保護若しくは委託一時保護された子ども又は同法27条1項3号若しくは同条2項に基づき里親等への委託若しくは施設への入所措置となったこどもが、意見表明権をはじめとするこども固有の権利が不当に制約されることのないよう必要な施策を講ずるものとする。」

※条例第17条として新設を予定。

4 今後のスケジュール

令和3年12月	条例改正骨子案の議会報告
令和3年12月～令和4年1月	パブリックコメント
令和4年 3月	条例改正案の議会提案
令和4年 4月	改正条例の施行

○明石市こども総合支援条例

平成28年12月26日条例第31号

明石市こども総合支援条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 責務（第4条—第8条）
- 第3章 こども支援のための基本的な施策
 - 第1節 こどもの育成のための支援（第9条・第10条）
 - 第2節 こどもの状況に応じた適切な支援（第11条—第18条）
 - 第3節 子育て家庭への支援（第19条・第20条）
- 第4章 こどもを核としたまちづくりの推進（第21条—第24条）
- 第5章 雑則（第25条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、こどもを核としたまちづくりを進める明石市（以下「市」という。）において、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、こどもを支援するための基本理念を定め、市、保護者、市民等、学校等関係者及び事業者の責務を明らかにし、こどもへの支援に関する施策を総合的かつ継続的に推進するための基本となる事項を定めることにより、こどもの最善の利益を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） こども 20歳未満の者その他これらの者と同じくこの条例に基づく支援を受けることが適当である者をいう。
- （2） 保護者 親及び里親その他の親に代わりこどもを養育する者をいう。
- （3） 市民等 市民及び市内において市民活動を行う者又は団体をいう。
- （4） 学校等関係者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他こどもが学び、又は育つことを目的として通学し、通園し、通所し、又は入所する施設（以下「学校等」という。）の関係者をいう。
- （5） 事業者 市内において事業活動を行う者又は団体をいう。

（基本理念）

第3条 こどもへの支援は、こどもが成長段階に応じた学びや遊び等を通じて人間関係を構築し、自ら意見を表明するなど主体的に社会に参加することができる環境を整備することを旨として行われなければならない。

- 2 こどもへの支援は、障害等の有無にかかわらず、こどもが差別、虐待、体罰、いじめなどに悩み、又は苦しむことがなく安心して生きていくことができるよう、こどもの人権が尊重されることを旨として行われなければならない。
- 3 こどもへの支援は、こどもが自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育み、規範意識を身に付けることにより、他者の人権を尊重することができ、次代の社会を担うことができるようになることを旨として行われなければならない。
- 4 こどもへの支援は、市、保護者、市民等、学校等関係者及び事業者がそれぞれの責務を果たすことにより重層的に行うとともに、相互に連携協力して継続的に行われなければならない。

第2章 責務

（市の責務）

第4条 市は、基本理念にのっとり、こどもへの支援に関する基本的かつ総合的な施策を実施するものとする。

2 市は、こどもへの支援に関する施策を実施するため、予算の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

3 市は、保護者、市民等、学校等関係者及び事業者がそれぞれの責務を果たすことができるよう、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。

(保護者の責務)

第5条 保護者は、基本理念にのっとり、こどもの最善の利益を第一に考えるとともに、愛情をもってこどもの成長及び発達に応じた養育に努めるものとする。

2 保護者は、家庭がこどもの人格形成に基本的な役割を果たすことを自覚し、こどもが豊かな人間性及び社会性を身につけて成長していくために必要な協力を周囲から得て、よりよい家庭環境づくりに努めるものとする。

(市民等の責務)

第6条 市民等は、基本理念にのっとり、こどもへの支援の重要性について関心及び理解を深めるとともに、こどもへの支援に関する施策及び取組に協力するよう努めるものとする。

(学校等関係者の責務)

第7条 学校等関係者は、基本理念にのっとり、こどもがその成長及び発達に応じて、主体的に学び、育つことができるよう、こどもへの必要な支援に努めるものとする。

2 学校等関係者は、学校等における差別、虐待、体罰、いじめなどからこどもを守り、こどもの安全及び安心を確保するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、社会的な影響力及び責任を意識して、こどもの健全な成長を支援する活動を行い、こどもへの支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、雇用する労働者がこどもに接する時間を十分に確保し、仕事と子育ての両立を可能にすることができるよう、雇用環境の整備及び当該労働者が仕事と生活の調和について考える機会の提供に努めるものとする。

第3章 こども支援のための基本的な施策

第1節 こどもの育成のための支援

(こどもの育ちの支援)

第9条 市は、こどもが健やかに成長するために、安全で安心な環境づくりに努めるとともに、こどもが社会の一員として自立していくことに繋がる施策を講ずるものとする。

(相談支援体制の整備等)

第10条 市は、こどもとその家族の支援の充実を図るため、こどもに関する問題について安心して相談をすることができる総合的な相談の体制を構築するものとする。

2 市は、こどもが抱える様々な悩みに対して、こども自身が相談できる機会を確保するために必要な施策を講ずるものとする。

第2節 こどもの状況に応じた適切な支援

(障害のあるこどもへの支援)

第11条 市は、障害のあるこどもが健やかに成長するために必要な施策を講ずるものとする。

(虐待の予防等に関する取組)

第12条 市は、虐待のないまちを目指し、こどもの虐待の予防及び早期発見その他こどもの虐待をなくすために必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、虐待を受けているこども又はそのおそれがあるこどもに対して、決して尊い命が奪われることがないように、ひとりひとりに寄り添った迅速な対応を行うとともに、こどもの明るい未来の実現のために最善の策を講ずるものとする。

(いじめ及び体罰の防止等に関する取組)

第13条 市は、保護者、市民等、学校等関係者及び事業者と連携し、いじめ及び体罰からこどもを守るために必要な施策を講ずるものとする。

(不登校及びひきこもりに関する取組)

第14条 市は、保護者、市民等、学校等関係者及び事業者と連携し、不登校及びひきこもりに関する問題の解決のために必要な施策を講ずるものとする。

(経済的に困難な家庭のこどもへの支援)

第15条 市は、経済的に困難な家庭に生まれ育ったことによってこどもの将来が左右されることのないよう、これらのこどもが健やかに成長するための環境を整備するために必要な施策を講ずるものとする。

(離婚前後のこども養育支援)

第16条 市は、こどもの父母が離婚等をする場合において、こどもの利益が最も優先されるよう、当該父母が父又は母とこどもとの面会及びその他の交流並びにこどもの監護に要する費用の分担その他のこどもの監護について必要な事項について取決めをし、その履行を確保するために必要な施策を講ずるものとする。

(戸籍のないこどもへの支援)

第17条 市は、戸籍のないこどもが社会生活を送る上で抱える問題を解消するために必要な施策を講ずるものとする。

(すべてのこどもへの適切な支援)

第18条 市は、すべてのこどもに対し、その状況に応じた適切な支援を行うものとする。

第3節 子育て家庭への支援

(様々な家庭環境に応じた子育て家庭への支援)

第19条 市は、保護者、市民等、学校等関係者及び事業者と連携し、ひとり親家庭をはじめとする様々な子育て家庭に対して、その環境に応じ、こどもが安心して生活することができるための支援を行うものとする。

(切れ目のない子育て支援)

第20条 市は、市民が安心してこどもを産み育て、こどもが健やかに成長することができるよう、妊娠、出産及びその後の子育てにおける様々な段階及び状況に応じた必要な施策を講ずるものとする。

第4章 こどもを核としたまちづくりの推進

(こどもへのわかりやすい情報提供)

第21条 市、保護者、市民等、学校等関係者及び事業者は、自らが行うこどもへの支援に関する施策や取組等について、こども自身が理解を深め、自分の意見を形成するために必要な情報を、こどもにわかりやすく伝えるよう努めるものとする。

(意見表明や社会参加の促進)

第22条 市は、こどもが社会の一員として自分の考えや意見を表明するなど社会に参加する機会を設けるよう努めるものとする。

2 市、保護者、市民等、学校等関係者及び事業者は、こどもの意見表明などの社会参加を促進するため、こどもの考えや意見を尊重するとともに、こどもの主体的な社会活動を支援するよう努めるものとする。

(広報及び啓発)

第23条 市は、こどもへの支援に関する保護者、市民等及び事業者の関心及び理解を深めるため、必要な広報及び啓発を行うものとする。

(調査研究)

第24条 市は、こどもへの支援に関する施策の推進に関し、必要に応じて、調査及び研究を行うものとする。

第5章 雑則

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

次 第 3 報 告 事 項

(1) 各 専 門 分 科 会 の 活 動 報 告

社会福祉審議会資料
2021年(令和3年)11月5日
福祉局地域共生社会室

民生委員審査専門分科会
2021年度(令和3年度)の開催状況・議事概要について

本分科会では、民生児童委員候補者・主任児童委員候補者の適否の審査に関する事項の調査審議を、年3回実施予定です。詳細は下記のとおりです。

1 第1回分科会

(1) 日時等

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から書面審議にて開催

※令和3年6月21日(月)～7月5日(月)

委員8名全員回答

(2) 内容等

・民生委員審査専門分科会長の選出

・欠員補充に係る委員候補者の適否の審査

→令和3年8月1日委嘱予定の候補者4名(望海地区1名、野々池地区2名、魚住東地区1名)を適任として、国に推薦することに決定。

2 第2回分科会(予定)

(1) 日時等

令和3年11月15日(月) 10:00～ 明石市立勤労福祉会館 第1講習室

(2) 内容等

・欠員補充に係る委員候補者の適否の審査

→令和3年12月1日委嘱予定の候補者6名(朝霧地区1名、高丘地区1名、魚住東地区1名、二見地区2名、魚住東地区主任児童委員1名)の審査を予定。

3 第3回分科会(予定)

(1) 日時等

令和4年2月下旬頃

(2) 内容等

・欠員補充に係る委員候補者の適否の審査

4 定数と委嘱状況(令和3年11月1日)

	定数	委嘱状況	備考
区域担当民生児童委員	382名	377名	欠員5名
主任児童委員	29名	28名	欠員1名
合計	411名	405名	欠員6名

障害者福祉専門分科会 審査部会
2021年度（令和3年度）の開催状況・議事概要について

障害者福祉専門分科会は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事項を調査審議します。また、同分科会に設置された審査部会は、医師である委員・臨時委員が、身体障害者手帳交付のための障害程度の審査と身体障害者福祉法第15条に規定する医師の指定に関する意見付与を行うため、年6回持ち回りにより開催されています。

2021年度（令和3年度）の審査部会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面開催とさせていただきます。各会議の開催状況は次の通りです。

【審査部会】

[第1回審査部会]（書面開催）

開催期間：2021年（令和3年）5月6日～5月24日

審査件数：

①身体障害者の障害程度の審査に関すること・・・8件

うち審査の結果非該当と認めたもの・・・0件

（障害部位別内訳）

肢体不自由4件、呼吸器機能障害4件

②身体障害者福祉法第15条に規定する医師の指定に関すること・・・7件

[第2回審査部会]（書面開催）

開催期間：2021年（令和3年）7月1日～7月20日

審査件数：

①身体障害者の障害程度の審査に関すること・・・5件

うち審査の結果非該当と認めたもの・・・0件

（障害部位別内訳）

聴覚・平衡機能障害2件、肢体不自由3件

②身体障害者福祉法第15条に規定する医師の指定に関すること・・・2件

[第3回審査部会]（書面開催）

開催期間：2021年（令和3年）9月1日～9月9日

審査件数：

①身体障害者の障害程度の審査に関すること・・・4件

うち審査の結果非該当と認めたもの・・・0件

（障害部位別内訳）

肢体不自由3件、呼吸器機能障害1件

②身体障害者福祉法第15条に規定する医師の指定に関すること・・・2件

以上

児童福祉専門分科会 保育所等認可部会
2021年度(令和3年度)の開催状況・議事概要について

令和3年度(10月末まで)に開催した保育所等認可部会につきましては、下記のとおりです。

1 保育所等認可部会 開催実績

開催回	開催年月日等	開催内容
第1回	R3.6.14(月) ～7.7(水) 書面にて実施	1 保育所等の認可にかかる意見聴取 ・認可保育所から保育所型認定こども園への移行 2件 ・小規模保育事業所(新設) 1件
第2回	R2.8.16(月) ～9.3(金) 書面及びオンラインにて実施	1 保育所等の認可にかかる意見聴取 ・認可保育所(新設) 2件 ・認可保育所から保育所型認定こども園への移行 2件 ・幼稚園から幼稚園型認定こども園への移行 2件 ・幼保連携型認定こども園(新設) 2件 ・小規模保育事業所(新設) 2件
第3回	年内から年明け書面及びオンラインにて実施予定	1 保育所等の認可にかかる意見聴取 ・小規模保育事業所(新設) 1件

2 保育施設別の意見聴取件数(令和3年10月末まで) 特記の無いものはR4.4.1開園予定

・認可保育所(新設)	2園
・幼保連携型認定こども園(新設)	2園
・幼稚園型認定こども園(市立幼稚園の認定)	2園
・保育所型認定こども園(認可保育所の認定)	4園
・小規模保育事業所(新設)	3園(うちR3.7.1開園1園)
合計	13園

社 会 福 祉 審 議 会 資 料
2021 年 (令和 3 年) 11 月 5 日
こども局明石こどもセンター

児童福祉専門分科会 社会的養護部会
2021 年度 (令和 3 年度) の開催状況・議事概要について

児童福祉専門分科会 社会的養護部会の開催状況について、報告いたします。

○第 1 回

日時：2021 年(令和 3 年)8 月 3 日 (火) 16 時 00 分～18 時 00 分

場所：西日本こども研修センターあかし 2 階研修室

内容：(1) 会長選出等

(2) 審議事項

・里親の認定について (3 件)

(3) その他

①こどもの権利擁護部会 (こどものための第三者委員会) の
取組状況について

②ヤングケアラー支援及び市こども総合支援条例の改正検討
について

○第 2 回

日時：2021 年(令和 3 年)10 月 25 日 (月) 10 時 00 分～12 時 00 分

場所：西日本こども研修センターあかし 2 階研修室

内容：(1) 審議事項

・里親の認定について (2 件)

(2) 報告事項

・明石市こども総合支援条例の一部改正について

(3) その他

以 上

児童福祉専門分科会 こどもの権利擁護部会 2021 年度（令和 3 年度）の開催状況・議事概要について

児童福祉専門分科会 こどもの権利擁護部会の開催状況について、報告いたします。

第 1 回

日時：2021 年 4 月 20 日（火）11 時 30 分～12 時 00 分
場所：西日本こども研修センターあかし（オンライン併用）
内容：委嘱状交付 ほか

第 2 回

日時：2021 年 5 月 29 日（土）14 時 00 分～16 時 00 分
場所：オンライン開催
内容：① 一時保護の通知を受けてから面会を実施するまでの手順について
② 面会後の対応・ケースのフォローについて
③ 児童への制度の説明方法について
④ 部会開催の頻度について ほか

第 3 回

日時：2021 年 7 月 3 日（土）11 時 30 分～12 時 30 分
場所：オンライン開催
内容：① ケースの状況確認について
② 調査について
③ 導入カードと説明動画の作成について ほか

第 4 回

日時：2021 年 7 月 31 日（土）14 時 00 分～14 時 45 分
場所：オンライン開催
内容：① ケースの状況確認について
② 面会調整手順の改善について
③ 導入カードと説明動画の作成について ほか

第 5 回

日時：2021 年 10 月 7 日（木）17 時 40 分～19 時 10 分
場所：オンライン開催
内容：① ケースの状況確認について
② 「こどものための弁護士（こどもの意見表明支援員）」の活用について
③ 導入カードの説明動画について ほか

次 第 3 報 告 事 項

(2) 明石市の福祉こども関係重点施策

福祉施設の整備並びに福祉人材の確保及び育成について

高齢者や障害者を対象とした福祉施設に関する整備促進並びに福祉人材の確保及び育成支援を実施するため、本年 1 月に施設整備・人材育成室が新設されました。

1 施設整備について

(1) 整備内容

特別養護老人ホームについては、第 7 期介護保険事業計画期間（2018 年度～2020 年度）において、地域密着型特別養護老人ホームを 116 床増加させる計画を立てていましたが、施設設置についての応募がなく計画未達成となっています。

また、障害者施設については、障害のある人の地域生活を支える生活基盤の整備が求められていることから、引き続きグループホームの更なる整備を行っていく必要があります。

このような状況を踏まえ、施設整備・人材育成室では、施設整備に関し、以下の取り組みを実施しています。

施設整備 【予算額： 811,412 千円】	<ul style="list-style-type: none"> ● 第 8 期介護保険事業計画（2021 年度～2023 年度）に基づいた特別養護老人ホーム（90 床を予定）及び地域密着型特別養護老人ホーム（29 床×2 施設を予定）の整備促進のための支援の実施及び検討。 ● 第 6 期明石市障害福祉計画（2021 年度～2023 年度）に基づいたグループホーム（60 人分を予定）の整備促進のための支援の実施及び検討。
------------------------------	--

(2) 施設整備状況

特別養護老人ホーム及び地域密着型特別養護老人ホームの整備に関し、整備費補助金額の上乗せ及び市有地の貸与により、整備を促進しています。

また、障害者グループホームの整備についても、整備費補助率を上げること、整備費補助予算総額を増額することで更なる整備の拡大を図っています。

(1) 特別養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの整備			
場所(市有地)	敷地面積	整備施設	サービス開始予定時期
①旧魚住清掃工場跡地	約 3,400 m ²	特養：90 床 地域密着型：29 床 ほか	2023 年度中（令和 5 年度中）
②江井島少年自然の家	約 7,700 m ²	地域密着型：29 床 ほか	未 定
(2) 障害者グループホームの整備			
2021 年度整備見込み		8 施設約 50 人分（2021 年 10 月上旬時点）	

2 福祉人材の確保及び育成について

福祉分野での就業を目指す人を増やすとともに、離職率の低下を図ることにより、働く人を安定的に確保し、各福祉施設が質の高い福祉サービスを提供できるよう、以下の取り組みを実施しています。

(1) 人材確保について

就職説明会の開催 (兵庫県福祉人材センターとの共催)	福祉の仕事に興味・関心がある方を対象に福祉施設と求職者のマッチングを行う就職説明会を開催。
介護に関する入門的研修の開催 (兵庫県との共催)	介護人材のすそ野を広げるため、介護に関する入門的研修を本年度から明石市内で実施。
介護職再就職支援講習の開催 (兵庫県との共催)	介護分野での復職を支援するため、最新の介護の知識や技術を得られる講習を本年度から明石市内で実施。
ホームページ等での周知活動	県などが実施する福祉人材確保策（福祉のお仕事出張相談・福祉の職場体験・補助金制度など）を市のHPに掲載するなど、積極的な活用を促進。

(2) 人材育成について

研修等の受講助成【拡充】	市内福祉施設で働く方の「介護職員初任者研修」及び「介護福祉士実務者研修」の受講費の助成。（本年度障害分野へ対象を拡大）
介護福祉士試験対策講座の実施【新規】	市内福祉施設で働く方を対象に、介護福祉士の国家試験対策講座を行い、資格取得を応援。
福祉に係る国家資格試験受験料の値上げ額助成【新規】	本年度実施の介護福祉士試験等の国家試験の受験料が、新型コロナウイルスの感染防止対策費用の増を理由に大幅に値上げされたため、値上げ額を市で緊急支援。

(3) さらなる支援策の検討について

福祉人材の確保及び育成について、現行の取り組みの拡充や新たな取り組みの実施など、さらなる支援策について検討を行っています。

3 市立明石商業高等学校福祉科創設に向けた検討について

(1) 進捗状況

福祉・教育分野の関係者による検討を行うため、「明石市立明石商業高等学校福祉創設検討会」を設置しました。

本年8月には第1回会議を実施し、福祉人材の現状や福祉系高校の現状等を協議しました。また、10月の第2回会議では、福祉科創設にあたっての重要事項（中学生の入学ニーズ、教員の確保など）の協議、11月の第3回会議では、まとめの協議を行う予定です。

今後、検討会の結果報告を含め、随時、教育委員会議や市議会への報告、審議を経ながら、明商福祉科創設の準備を進めていく予定です。

(2) 今後のスケジュール案

令和3年	10月	明石市立明石商業高等学校福祉科創設検討会	第2回会議
	11月	〃	第3回会議
	12月	12月市議会	文教厚生常任委員会にて検討会の結果報告

待機児童対策の状況について

本市では、平成28年度から待機児童解消に向けた緊急対策を行い、5年間で約5,300人の受入枠増を図ってきました。

特に昨年度は、公園を活用した公園内保育施設を整備するなど、1,205人の受入枠を確保したことにより、保育所等利用希望者が大幅に増加したにもかかわらず、本年4月の待機児童数は149人となり、昨年4月の365人から216人減少しております。

このような状況の中、令和3年度は、800人の受入枠の拡充計画を立て施設整備を行うとともに、引き続き保育士確保に向けた施策を行い、待機児童対策に取り組んでいます。

<令和3年度の施設整備計画及び見込みについて>

令和3年度は、保育所及び認定こども園の新設・増築7園、小規模保育事業所7園の整備により800人の受入枠拡充計画を立て取り組んでいるところです。

現時点では、保育所及び認定こども園の新設・増築5園、小規模保育事業所4園に加え、市立幼稚園の認定こども園化2園など様々な取組みにより、受入枠拡充を図っています。